地名散歩

第53回　響き渡る地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

京都に住んでいた友人に、「子供の頃にポンポン山へハイキングに行った」という話を聞いた。どうせ通称だろうと思って地形図で確かめたら本当に「ポンポン山」と記されていて驚いたものである。山頂の標高は678.8メートル（三角点）、京都市西京区と大阪府高槻市の府境に位置していて、『角川日本地名大辞典』によれば、山名の由来は詳らかでないものの、山頂に立って足踏みをするとポンポンと音がしたことによる、との俗説も紹介されていた。

『角川』にはもうひとつ、埼玉県比企郡吉見町田甲のポンポン山（標高38メートル）が載っていて、やはり「地面を踏み鳴らすとポンポンと鼓のような響きがする」とある。その原因として地下に洞穴があるという説（吉見百穴とは関係ない）、それにローム層と砂岩の境界面で音波がはね返るので音がする、という2つの説が紹介されていた。

さらに調べてみると北海道の屈斜路湖の東側、川湯温泉の裏山にもポンポン山があって、地元の「弟子屈町観光情報ポータルサイト」を見たら、やはり「地面を踏むと内部が空洞のようにポンポン音がする」説の他に、「ポンポンヌ（小さな各所から吹き出している熱泉）」というアイヌ語由来説も併せて紹介していた。

そんな「音にまつわる地名」は意外に各所にあるのだが、その代表例といえばトドロキ地名だろうか。東京都世田谷区の等々力は知名度が高いが、表記はいかにも当て字で、地名の由来は谷沢（矢沢）川の近くにある不動滝の轟音（ささやかな滝であるが）とされている。等々力と表記する地名は他にもいくつかあり、山梨県甲州市の等々力は急流の日川に面

京都府京都市西京区と大阪府高槻市の境界に位置するポンポン山。東海自然歩道が通り、ハイカーが多い。1:25,000地形図「京都西南部」平成17年更新

木更津からJR久留里線で5つ目の東横田駅前にあるドンドンという地名。左下に見える小櫃川または支流に関連する地名か。1:25,000「上総横田」平成19年更新

しており、ワイナリーもいくつかある。長野県安曇野市の等々力（穂高の一部）もやはり穂高川が近い。

トドロキ地名で最も多いのは当て字でない轟の字、もしくは二文字にした轟木が一般的だ。轟は山形県米沢市、福井県越前市、京都市北区、兵庫県豊岡市・養父市、熊本市、轟木は岩手県花巻市、新潟県上越市、兵庫県淡路市、佐賀県玄海町・鳥栖市、鹿児島県徳之島町など多い。駅名で「とどろき」を名乗るのは前述の世田谷区にある東急大井町線等々力駅の他は、青森県のJR五能線の驫木駅（深浦町）がある。『西津軽郡史』には「花山天皇が譲位後この地を通過した際に、従者の馬三頭が暴れ出したのを見て、斗斗ロ木を驫木にせよといわれて改めた」とあるそうだ。いかにも字面から創作したような匂いが濃厚だが、ここは海沿いなので波濤のトドロキかもしれない。ちなみに福井県のえちぜん鉄道の轟駅は「どめき」と読む。当て字のトドロキ地名には二十六木（秋田県由利本荘市）、廿六木（山形県庄内町）があるが、いずれも十と十でトド、六木でロキという遊び心を感じさせる当て字だが、庄内の廿六木は江戸期に轟木村と表記したこともあるそうだ。

似た地名に百々があるが、これも大字レベルでは群馬県伊勢崎市、山梨県南アルプス市、愛知県田原市、岡山県津山市・美咲町の五か所もある。南アルプス市（旧白根町）の百々は『角川』によれば「御勅使川の水の流れる音、百々（どんどん）にちなんだものと考えられる」とある。千葉県袖ケ浦市のJR久留里線東横田駅前を地形図で見るとドンドンという片仮名の地名が印象的だ。大字横田の小地名（小字または通称地名）であるが、近くに百目木もあり、後者は蛇行を繰り返す小櫃川の流れの音が起源とされており、ドンドンもその類だろうか。

ドウメキ（ドメキ）はその百目木の他に道目木（秋田県大館市）、それに前述の轟駅の他に、百目鬼という姓にもなっている。高知県四万十市（旧中村市）には百笑町の表記が珍しいが、やはり四万十川に面していて「川瀬の音がどよめくことによる」という由来があるようだ。多数の人が同時にどっと笑うイメージはどこから発想したのだろうか。

四国の愛媛県今治市役所のすぐ近くにはドンドビ交差点がある。初めて見た人には何だこれはという印象だが、漢字で「呑吐樋」と書けば由来ははっきりする。潮汐差の大きな瀬戸内海に面した今治では満潮時に海水が内陸まで入り、干潮になれば海に向かって流れ下るので、これを調整する樋門のことだという。

擬声語に関する地名も探せばあって、たとえば箱根の強羅。一説には早雲山や大涌谷あたりからの土石流によってぶちまけられた石がゴロゴロ（ゴラゴラ？）散らばる土地であったというし、野口五郎岳（長野県と富山県の境）などいかにも人名に由来するように見えて、実は岩のゴロゴロした様子から来ているという。周辺が風化した花崗岩で巨礫や大石・小石がゴロゴロ転がったいわゆる「ガレ場」であり、ゴーロと呼ばれたのに人名のような字を当てたのだそうだ。黒部五郎岳も同様である。兵庫県芦屋市の六甲山中にある「ごろごろ岳」も、花崗岩が多い場所だからガレ場由来と思いきや、標高が565.6メートルだったことにちなむというから、わからないものだ。ちなみに阪神大震災以降の三角点の標高は565.3メートルに変わっている。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』（けやき出版）、『住所と地名の大研究』（新潮選書）、『地名の社会学』（角川選書）、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』（新潮社）を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在（一財）日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO.715
2016 August

地名散歩　今尾　恵介

03 第73回定時総会

09 平成27～28年度研究所研究中間報告

15 お知らせ
中部地籍研究会「研究発表会」の開催について

16 愛しき我が会、我が地元　Vol.30
山形会／兵庫会

18 日調連主催 「実務講座」～土地境界実務～
土地境界問題解決への貢献のために
～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて　第1回
東京地方裁判所部総括判事（前民事第二課長）　江原　健志

23 第31回写真コンクール開催

27 登記測量研修会2016

30 伊能忠敬研究会設立20周年記念講演
『伊能忠敬と伊豆』

32 第10回つくば国際ウオーキング大会参加報告
茨城土地家屋調査士会　広報部長　今瀬　秀幸

33 訃報（三浦福好顧問）

34 ネットワーク50
山口会

35 ちょうさし俳壇

36 会務日誌

38 国民年金基金から

40 土地家屋調査士名簿の登録関係

41 お知らせ
土地家屋調査士2017年オリジナルカレンダー

42 会長レポート

44 土地家屋調査士新人研修開催公告
関東ブロック協議会

45 ご案内
GPSの測量機器総合保険（動産総合保険）がスタートします!!

45 編集後記

表紙写真
「水泳教室」
第31回写真コンクール入選
大場　隆史●札幌会

第73回定時総会

平成28年6月21日(火)、22日(水)東京ドームホテル地下一階「天空」において、日本土地家屋調査士会連合会の第73回定時総会が開催されました。総会構成員180名(連合会役員33名、会長50名、代議員97名)ご来賓の方々及び多くのオブザーバーの出席の下、厳粛に開催されました。開会に先立ち、物故者に対する黙とうに続き、「土地家屋調査士倫理綱領」唱和並びに「調査士の歌」が斉唱されました。

総会は、岡田潤一郎副会長による開会の挨拶、続いて林千年会長による挨拶があり、その中で、本年4月に起こった熊本地震の被災地の皆様へのお見舞いの言葉がありました。

次に、法務大臣表彰、連合会長表彰状授与及び感謝状贈呈が行われ、ご来賓の方の中から盛山正仁法務副大臣代読により岩城光英法務大臣のご祝辞をいただきました。

議長には、北海道ブロック協議会・旭川会会長である辻雅已氏、四国ブロック協議会・高知会会長である谷相恒行氏が指名されました。また、議事録署名人には長野会会長の松本誠吾氏、新潟会会長の大塚久生氏が議長により指名されました。

林会長

辻議長(旭川会)、谷相議長(高知会)

盛山法務副大臣

議事の内容は下記のとおりです。

第１号議案
（イ）平成27年度一般会計収入支出決算報告承認の件
（ロ）平成27年度特別会計収入支出決算報告承認の件
第２号議案　日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件
第３号議案　日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正（案）審議の件
第４号議案　平成28年度事業計画（案）審議の件
第５号議案
（イ）平成28年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
（ロ）平成28年度特別会計収入支出予算（案）審議の件

第２号議案、第３号議案については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請に対応するため、連合会会則及び連合会役員選任規則の一部改正を審議するものです。第２号議案については、「理事及び監事については、土地家屋調査士以外の者を選任できる」ように変更され、第３号議案については、「会長は指名副会長を指名することができる」「会長立候補者が指名副会長及び指名理事を指名する場合は、立候補届出書と併せて届け出るものとする」「監事は、会長及び副会長の所属と異なるブロック協議会から選任するものとする」ことが加えられました。

事前質問・要望61項目を中心とし、活発な意見が出されましたが、慎重審議の下、上記全ての議案について執行部案をもって承認可決されました。

上記のとおり審議されましたが、平成28年度の事業方針大綱と制度対策本部及び各部の事業計画を紹介して定時総会の報告とさせていただきます。

平成28年度事業方針大綱の概要

平成28年度事業方針大綱

日本経済の情勢も次世代の成長戦略に向けて期待が寄せられているところであるが、将来的に解決しなければならない社会的課題が浮き彫りとなり、各種改革が進められようとしている。

その諸問題解決のための一翼を担うための制度として、土地家屋調査士制度が位置付けられているものと第一義に考える。

日本土地家屋調査士会連合会の平成28年度の事業については、平成27年度に進めてきた事業を継続しつつ、更に、土地家屋調査士の専門職能を発揮できる環境を整備・拡充するため、全国の土地家屋調査士会の英知を結集して、土地家屋調査士政治連盟の協力の下、その実現に向けて、次のとおり、平成28年度事業方針大綱を策定する。

１　土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」

土地家屋調査士による筆界の調査能力を向上させ、業務における調査権等を獲得するため、筆界確認時の「立会要請」、「立会代理」の業務を、法改正等により明文化することを見据えて、土地境界確認に関する法律行為の代理を行う能力を制度の中に位置付ける施策の実現を目指して行動する。

また、土地家屋調査士の関連・附随業務を日常業務として積極的に取り入れ、測量技術・手法の向上等の環境整備を研究し、併せて筆界情報共有化のための環境整備の研究と不動産に係る基礎資料としての基盤情報の構築を通じて、社会から求められる業務領域の拡充を図る。

２　「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

土地家屋調査士業務の充実、発展に向けてのキーワードは、少子高齢化、人口の都市一極集中化、空家問題、そして境界の専門家であり、「境界紛争ゼロ宣言!!」にすべて凝縮している。この宣言を社会に根付かせることにより、有益な果実の収穫ができると確信している。

土地家屋調査士会員は継続的な自己研鑽と研修により専門資格者としての能力担保を維持していること、併せて、筆界特定制度や土地家屋調査士会

ADRによる土地の境界紛争を解決する情報と手法を有していることを、会員自らが日常業務を通じて国民に示すことができるよう、内外への啓発活動を進める。

そのためには、会員一人一人の思いと力を一つにして組織力を強化し、土地家屋調査士会の自律、自治機能の向上と協力の下、土地家屋調査士制度の社会的認知の向上に邁進する。

3　表示登記制度への継続的な提言と運用

オンラインによる表示に関する登記の申請又は嘱託における法定外添付情報の原本提示の省略等の運用改善について、引き続き、添付書類提出の省略等の負担軽減を求め、登記申請における完全オンライン化を目指すための具体的方策を提言する。

不動産登記規則第93条不動産調査報告書の改定と運用について、法務省と継続的に協議を行い、新様式とその運用が土地家屋調査士会員に円滑に浸透するよう努め、土地家屋調査士の専門性、知見を最大限に発揮して、オンライン登記申請の利用を更に促進し、国が進める不動産の表示に関する登記事務の適正・効率化に寄与する。

制度発足から10周年を迎えた筆界特定制度について、土地家屋調査士は筆界調査委員として、利用者である国民からの信頼と期待により一層応えていく必要があることから、更なる適正かつ迅速な事件の処理を目指すとともに土地家屋調査士会ADRとの連携を模索する。

4　地図づくりへの貢献

法務省・法務局が重点的に取り組んでいる登記所備付地図の整備は、土地取引の活性化、公共事業や都市再生の円滑な推進といった観点から極めて重要であり、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」に「登記所備付地図の整備の推進」等が明記され、その重要性は各方面に広く認識されるようになってきている。

「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を強力に推し進めるため、作業の実施面積が拡大された「従来型」、大都市や地方の拠点都市を対象とする「大都市型」、東日本大震災の被災地を対象とする「震災復興型」の作業に積極的に参画する。

また、地籍調査関連事業への参画強化に取り組み、引き続き、国土調査法第19条第5項の指定を利用して、土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりを推し進める。

5　公共・公益的な視点からの社会貢献

社会的課題となっている空家対策については、市町村が設置する協議会に土地家屋調査士が構成員として参画するとともに、市町村長から委任を受けて「特定空家等」に該当すると認められる空家等に対して立入調査を行うことが可能とされ、空家等対策の推進への協力が求められている。引き続き、空家等対策の推進に土地家屋調査士の専門的能力が活用されるよう、法務省、日本司法書士会連合会、地籍問題研究会等の関係機関・団体との連携を図り、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟の協力の下、積極的に推進する。

また、高齢化社会における国家的問題点を踏まえ、地域に根付く土地家屋調査士の特有性を生かした国民に対する法的サービス提供の一つとして、成年後見制度への取組について検討を進める。

平成28年度各部等事業計画

制度対策本部

岡田副会長

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な対応が求められる課題について、全国土地家屋調査士政治連盟及び関連団体とも連携を図り、各界・各分野から情報を収集・分析し、連合会の目的達成に必要な事項について、適時、適切な活動を行うこととする。

1　制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開
- (1)「境界紛争ゼロ宣言‼」の継続的発信
- (2) 空家対策・耕作放棄農地等への対応
- (3) 建物所在図作成プロジェクト
- (4) 筆界特定制度創設10周年事業対応

2　土地家屋調査士制度改革の推進
- (1) 土地家屋調査士法改正対応
- (2) 土地家屋調査士業務拡充への対応
- (3) 業務情報公開システムの実証実験と検討
- (4) 受託環境整備等

3　資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処
- (1) 成年後見制度への取組方策についての検討
- (2) 権限委譲、規制改革、TPP等への対応

4　民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

5　土地家屋調査士制度のグランドデザイン対応

6　制度対策戦略会議の有機的活用

7　東日本大震災の復興支援と防災体制の強化

8　国際化への対応及び学識者との共同研究の強化

9　過去の研究所の研究成果の実現化へ向けた諸施策

10　マンション関連検討チームの組成と活用

11　その他緊急課題への対応

総務部

金子総務部長

1　土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
- (1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備
- (2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援
- (3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
- (4) 大規模災害対策に関する検討

2　連合会業務執行体制の整備・充実

3　オンライン登記申請への対応

4　電子証明に関する登録局の適正な運営

5　情報公開に関する事項

6　会館の管理に関する事項

財務部

山本財務部長

1　財政の健全化と管理体制の充実
(1) 中長期的な財政計画の検討
(2) 予算執行の適正管理
2　福利厚生及び共済事業の充実
(1) 親睦事業の検討及び実施
(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援
(3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進
3　土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

業務部

戸倉業務部長

1　土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡
(1)「調査・測量実施要領」に関する事項
(2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項
2　筆界特定制度に関する事項
(1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携
(2) 筆界特定制度の検討及び指導
3　登記測量に関する事項
(1) 登記基準点についての指導及び連絡
(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携
(3) 会員技術向上の検討及び指導
(4) ネットワーク型RTK観測法の利用検討
4　土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂
(1) 執務規程及び調査・測量実務要領の作成作業
5　土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査

研修部

野城研修部長

1　研修の企画・運営・管理・実施
(1) 専門職能継続学習の運用
(2) 新人研修の実施・検討
(3) eラーニングの拡充・整備と運用
(4) 研修体系及び研修の充実の検討
(5) 研修情報の公開の活用・推進
(6) 研修用教材の運用・更新
2　土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進
3　ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

広報部

古橋広報部長

1　広報に関する事項
(1) 制度広報に関する事項
(2) 社会広報に関する事項
(3) 各土地家屋調査士会広報部との連携
2　会報の編集及び発行に関する事項
(1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報発信
(2) 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信
(3) 土地家屋調査士会の実施する事業等について

の紹介

3　情報の収集に関する事項

(1) 土地家屋調査士制度に関する情報収集

(2) 国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する情報収集

(3) 災害への対応及び災害復興に関する情報収集

社会事業部

佐藤社会事業部長

1　公共嘱託登記の環境整備に関する事項

(1) 受託体制の整備

(2) 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発

2　地図の作成及び整備等に関する事項

3　土地家屋調査士関連業務の拡大に関する事項

4　土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項

5　その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 空家問題等の検討

(2) 防災関係の情報収集及び提供

研究所

小野研究所長

1　表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 全国の土地法制に関する研究

(2) 最新技術に関する研究

(3) 筆界立会いの代理権・立会い要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究

(4) 空家対策法に対する問題点に関する研究

2　世界の地籍制度に関する研究

(1) 諸外国の地籍制度等の実態に関する研究

(2) 地籍管理に関する国際標準化についての研究

(3) 自然災害等における非政府組織の国際協力のネットワークの確立

3　地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化

4　会長から付託された事項の研究

5　前年度研究成果の利活用について

土地家屋調査士特別研修運営委員会

1　第11回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

2　第12回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施

3　第13回土地家屋調査士特別研修以降の計画

広報員　久保智則(長野会)

平成27～28年度
研究所研究中間報告

研究テーマ5

諸外国の地籍制度に関する研究

研究員　　山田　明弘(東京会)、戸田　和章(京都会)、月原　敏博(福井大学国際地域学部教授)

カンボジアの不動産の制度
(土地・建物・区分建物について)

研究員　　山田　明弘

はじめに

土地家屋調査士は日本独自の制度です。しかしながら、もっと制度の発展性が求められ得るのか、世界目線を持って見つめ直す必要性が生じてきている時期ではないかと思います。

いま、日本からのNGO活動の援助の一環で新しい民法法典が制定されて間もないアジア諸国の動向性を見つめ、登記制度が機能しているかどうかの点を研究することは、必ず土地家屋調査士の存在意義を見つめ直し、今後の活躍や広がりの可能性を発見できることと思います。

日本と同様に経済活動において不動産の取引の大きさはその利益においても大きなものであることはアジア諸国でも同じです。担保制度等の法律整備も大事ですが、台帳表示と現地が合致していることが非常に重要なのは周知の事実です。

日本企業が海外進出する場合には、当然、投資相手と投資物件・投資先の労働力の調査が必要となります。投資不動産がどうなっているのか？所有権に関するものに信用が置けるものか？頼りにする登記制度が機能しており信用できるのかを含め研究し提言していくことは、日本の登記制度にも通じることとなるでしょう。

カンボジアの概要

国土　カンボジア王国(立憲君主制)
国王　ノロドム・シハモニ
首都　プノンペン
面積　18.1万平方キロメートル
民族　クメール人　86%　　中国人　5%
　　ベトナム人　5%　　シャム人等
言語　クメール語
人口　1,470万人(2013年／政府統計)人口構成

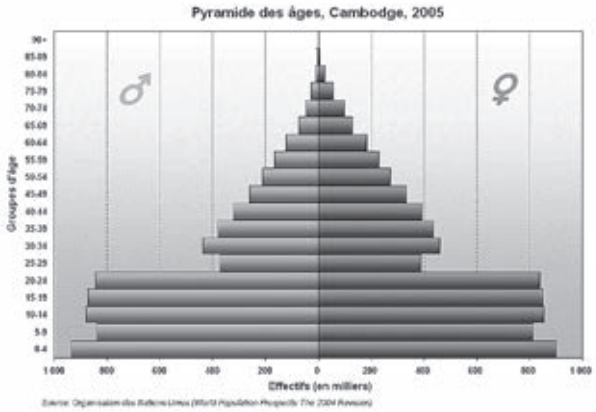

1975年4月17日、マルクス主義に感化され、毛沢東と中国革命の影響を受けたクメール・ルージュのポル・ポト書記長がクメール共和国を打倒し、民主カンプチアを樹立した。クメール・ルージュの権力掌握から1979年1月6日の民主カンプチア崩壊までの3年8か月20日間のポル・ポト政権下にて、原始共産制の実現を目指すクメール・ルージュの政策の下、旱魃、飢餓、疫病(マラリア)、虐殺で、推計などで100万人から200万人以上(妥当と思われる数字は死者120万人)が殺されたともいわれている。都市は悪者西欧の媒体であるとして都市から住民を

追い出し農村へ追いやり、教師、医者、公務員、資本家、芸術家、宗教関係者、その他良識ある国民のほとんどが捕らえられて強制収容所に送られるか虐殺された。それ故、正確な犠牲者数は判明しておらず、現在でも国土を掘り起こせば多くの遺体が発掘される。

内戦下で、ほとんどの法律家(裁判官、検察官、弁護士)が殺害され、有識者で残ったのは7、8人といわれている。法律及びその資料も不動産の権利に関する書類もすべて廃棄され、また、農村への強制移住などにより過去の所有占有関係もすべて不明となったため、1979年以前の権利は無効とされた。(土地法　第7条)

地形　平坦な大地が広がり、中央部地帯はほぼ平らである。(標高5－35メートル)周辺に山脈がある。

カンボジアの土地制度に関する法制度

カンボジアは1991年10月のパリ和平協定締結後、国土の復旧･復興及び民主化に取り組んできました。さらに、司法改革は緊急課題であると位置付けています。

カンボジア政府は法案起草作業、法律執行手続、司法関係機関の整備を目的として専門家の派遣を含めたより幅広い形の協力を我が国に要請しました。

その中で、民法(公布：2001/5/31)・土地制度(2001)の法律が施行された。

ただし、民法が制定されその特別法が不動産登記法(カンボジアでは土地法)になるのが普通であるが、カンボジアでは2001年の土地法が先に制定され独自に動き出したためその後混乱が起きており土地をめぐる紛争が起きることとなっています。

特徴

土地の所有権に関しては、外国諸国の例にもれず、外国人に対する所有は制限されており、建物は不動産の登記の対象とはなってはいない。

ただし、コンドミニアムなどを対象に区分所有に関する法が成立し、外国人の投資を呼び込むことを主眼としている。

なお、第226条により不動産の所有権は認められている。外国人が取得するには企業で持ち分が半分以下の共有であれば取得できます。

したがって、土地使用、土地リース、カンボジア企業を通じた土地所有に関する部分的共有権に関する契約を締結する前に、地主の土地所有権を確認することが投資家にとっては非常に重要である。

土地の構成部分

第122条(土地の構成部分：原則)

建物、工作物、あるいは、土地に播種された種子、植栽された農作物、生育する樹木は、土地から分離されない限り、土地の構成部分であり、別段の定めのない限り、これを独立の権利の対象とすることができない。

区分所有建物について(3つの目的)

1．外国人の権利及び義務並びにそれらの権利の登記手続
2．外国人による投資を容易
3．不動産市場の拡大

登記簿の作成の申請は、区分所有建物を建築する場合の義務とされているが、必ずしも行われていない場合があり、プノンペン市内でも、権利証(ハードタイトル)のないコンドミニアムが売り出されている例があるようである。

区分所有建物のある敷地の土地所有権は、1階部分に付属すると考えられているようである。憲法上土地の所有が禁止されている外国人が、区分所有建物の1階部分を所有できないとされるのはこの理由によるようである。

■今後の課題

●現状、不動産取引に関する制度も整備されておらず、業界の人材育成もこれからの課題になっており、双方に法律や建築の専門知識が無いため曖昧な契約が多い。
●現在カンボジアで発生している多くの土地紛争の現状を把握し、その原因と背景を探り、解決の道を研究し、日本の土地紛争との比較研究・検証

●今後、日本はどのような法整備支援を行えば、法は機能するのか、有効に機能するのかを考察する。
●建物の登記について区分所有が認められ取引の対象となり経済活動に大きく寄与することが判明してきたら、今後ビル等堅固な建物も登記対象になる。

以上

台湾の地籍制度に関する研究

研究員　　戸田　和章

Abstract

台湾は、日本の植民地時代、台湾総督府に土地調査局を設置し、1898年から1904年にかけ、農地等を対象に土地調査事業を行い、1910年から1914年にかけて林野調査事業を行い、台湾の近代地籍が完成した。しかし、太平洋戦争によって地籍図の大部分が消失したため、1975年から地籍再調査事業を開始し（台湾では、地籍図重測作業という）、2005年に全都市地域の地籍再調査事業を完成させた。一国の地籍再調査事業を30年という期間で完成させたのである。本稿は、台湾の土地法制、土地行政、地籍制度について概観したいと思う。なお、本中間報告は土地法制と土地行政を報告することにする。

Key word

台湾　中華民国　土地行政　地政　地籍　地籍制度　地籍再調査事業

第１　台湾の概要

台湾は、台湾島及び周辺諸島並びに金馬築、東紗・南沙諸島で構成されており、面積は36,193平方kmで、日本の九州の面積とほぼ同一である。台湾島は南北の最長距離が約394 km、東西の最長距離は約144 kmで木の葉のような形状をなしている。島の西部は平野、中央と東部は山地で南北に縦走する中央山脈、玉山山脈、雪山山脈、阿里山山脈、海岸山脈が島の半分近くを占め、耕作可能地は島の約30％程度である。

台湾は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートが交差するところに位置しているため、日本と同様に地震活動が活発な地域である。

台湾の人口は2015年現在、23,440,278人で1平方km当たり647人の人口密度で、これは調査対象国187か国中7位であり、人口密度の高い国家である（参考に、日本の人口密度は1平方km当たり336人で21位である）。

第２　台湾の土地政策に対する指導原則

1.　平均地権の思想

台湾の土地制度は、「平均地権」という理念により形成されている。憲法第142条で、「国民経済は、民主主義を基本原則とし、地権の平均化及び資本の節制を実施して国家政策、国民生活の充足を図らなければならない。」とし、中華民国建国の父、孫文の「三民主義（民族・民権・民生）」の中で、「平均地権」と「資本の節制」を説いている。ゆえに平均地権は台湾の土地政策の最高指導原則となっている。

また、憲法第143条では、「中華民国領土内の土地は、国民全体に属する。人民が法により取得し土地の所有権は、法律の保障と制限を受けなければならない。」とし、一次的所有権は国家にあり、二次的に人民が所有する権利を有すると明文化している。

2.　平均地権条例

平均地権条例は、憲法第142条の内容を実行する法律であり、各土地に関する法律は、平均地権条例にしたがって制定される。したがって、平均地権条例は、土地に関する法律の最高位置にある。平均地権条例は、申報地価、照価徴税、照価買収、漲価帰公の4枝を原則とする。その内容は、私人の所有する土地は、地主が評価して国に申告し（申報地価）、国はその価格をもとにして課税（照価徴税）し、必要の際は申告価格にもとづいてこれを買収（照価買収）し、申告後に自然に増大した価格の部分は完全に公に帰属（漲価帰公）させる。

この4枝の目的を達成できるよう、各土地に関する法令が制定されている。

第３　台湾の土地行政法令

土地行政法令は多岐にわたっているため、本稿は地籍と登記に係る土地行政法令に限定する。

国家最高の法規範である中華民国憲法[1]の平均地権を実施するための法律として平均地権条例[2]が定められている。平均地権条例は第１章総則、第２章地価の規定、第３章地価による課税、第４章地価による買収、第５章高騰地価の公有化、第６章土地使用、第７章罰則、第８章附則により構成されている。

平均地権条例に定めのない場合は、土地法[3]で定められる。土地法は第１編総則、第２編地籍、第３編土地使用、第４編土地税により構成されている。

台湾での土地登記とは、土地及び建築改良物の所有権と他項権利の登記をいう[4]。不動産の登記は、土地登記規則[5]で定められている。土地登記規則は、日本の不動産登記法に該当する。

第４　台湾の土地行政組織

1. 中央政府

台湾の中央政府は総統府、国家安全会議と考試院、立法院、行政院、司法院、監察院の５院で構成され、土地行政は行政院（日本の内閣に該当する）が担当している。

2. 行政院に属する部署

台湾の中央政府で行政院は35の部署をもって組織されている。土地行政を担当する部署は内政部（日本の省に該当する）である。

3. 土地行政の部署

台湾では、地籍行政や登記行政を含めた、土地に関する全般の行政を「地政」と呼んでいる。したがって、地籍行政は「地政」の一部分にすぎない。

イ．中央土地行政

内政部において、土地行政を担当する部署は地政司である。地政司では、地籍課、地価課、地権課、地用課、測量課、方域課、土地登記課、不動産取引課、公地行政課、土地使用編定規制課、土地再開発課、区域収用課、地政情報作業課、衛星測量センターの14課が職務分掌している。地政司は、日本の民事局に該当するが、担当項目をみると、地籍や登記行政だけではなく、土地行政全般について、同一の官署が管掌していることが特徴である。日本では、これらの管掌部署は、それぞれの担当省庁に分散されているが、台湾では、ほぼ土地行政全般にわたって、単一省庁が取り扱っているといってよい。

ロ．地方土地行政

いわゆる一線の土地行政を行っている機関である。日本では法務局・地方法務局、支局、出張所にあたる。内政部直轄の機関である内政部地政司、内政部国土測絵センター、内政部土地重画工程処の３機関をはじめ、政府地政局７機関、政府地政局土地開発総隊１機関、民政局１機関、政府地政処14機関、地政事務所109機関で構成されている。

地政機関の業務としては、政府地政局では、測量科、土地登記科、地価科、地権及び不動産交易科、地用科、土地開発科が地政の業務を行っており、出先機関である地政事務所では、第一課・土地建物の登記審査及び登記、第二課・土地の表題に関する測量調査、第三課・平均地権規定地価業務、第四課・地籍管理の業務を行っている。

次章は、地籍と登記について、まとめたいと考えている。

＊中華民国憲法、平均地権条例、平均地権条例施行規則、土地法、土地法施行法、土地登記規則、地籍測量実施規則については、日本語訳で法令集を作成する予定である。

1　中華民国憲法：1946年12月25日制定、1947年12月25日施行
2　平均地権条例：1954年８月26日公布
3　土地法：1930年６月30日公布
4　土地法第37条
5　土地登記規則：1946年10月２日地政署公布

南アジアの地籍制度と土地行政の比較研究

研究員　　月原　敏博

ブータン、インド、ネパールの3か国を対象に、南アジアの地籍制度と土地行政の比較研究を継続中です。各国・地域の近代的な土地制度の確立過程とその後の土地行政の展開を比較する作業はたいへん興味深いのですが、いまここではブータンを取り上げ、この国の場合の特徴等についてごく簡単ながら述べます。

ブータンは、ヒマラヤに位置する平坦地の乏しい小さな国です。チベット仏教文化圏に属し、かつては最高位の僧侶が統治者すなわち国王に相当する地位をも兼ねるというチベットのダライ・ラマ政権に似た仏教政治体制をとっていましたが、20世紀初頭にはその伝統をも継承するかたちで世襲王政を確立、20世紀半ばからは近代化に舵を切り、国会開設('52年)や国連加盟('71年)、新憲法発布と普通選挙開始('08年)などを達成してきた立憲君主制の国です。他の途上国と比べてこの国が際立っているのは、19～20世紀に列強による直接の植民地支配を受けなかったアジアの一角であったことだけでなく、北に隣接するチベットのように20世紀の前半あるいは半ば以降に社会主義圏に含まれることもなかった意味で、とにもかくにも自律的な内政を長い歴史を通じて維持しえた地域であること、かつ、その政治体制は、古くからのアジアの伝統ともいえる王国のかたちをとっていることです。

近代的な地籍制度の導入は他国に比べて遅く、測量した地図と対応する近代的な地籍簿(土地台帳)は'80年代にようやく整備が始まって、この最初の地籍図は'96年頃まで15年以上の時間をかけて縮尺2500分の1または5000分の1地籍図として平板測量で作られたのでしたが、この地籍簿と紙地図は外国からの援助や指導も得ながら'92年から数値化され、'00年頃からはすべてコンピュータ・ベースの地籍システムへと移行しました。紙ベースの地籍管理はわずか20年にも満たなかったのです。しかも、'90年代以降に都市開発が加速し土地の収容や売買が急増する中、土地問題の発生抑制とともに一層の地籍制度の整備をはかるため、'79年の旧土地法を全面的に改正・拡張した'07年土地法を公布しました。それに基づいて設置された省庁横断的な委員会である国土委員会は、測量・地籍局を通じてGPS測量(RTK-GPS)による全国の地籍の再調査を2008年から行ったのでしたが、この作業は実に3年に満たない短期間のうちに全土においてほぼ完了し、国内の農地や宅地の全筆が、地上誤差10センチメートル程度の統一的な精度で再測量されることとなりました。住民には、調査時に現場での立会いが求められましたが、その結果は、地形図と同じ国家座標系に基づいた地籍図付きの地券として、順次各戸へ配布されるに至りました。地籍システムの整備では最後発であったブータンが、いまや最先端に躍り出たと言っても過言ではないかもしれません。

土地行政の展開という観点で見ると、土地法だけでなく、土地法の成立よりも以前の'50年代の国会で決められた、各戸の土地所有面積の上限を20エーカーと決めた国王主導の農地改革を始めとして、森林法や環境法などいくつかもの施策や法律が20世紀半ば以降に制定されてきた過程を総合的に理解し評価することになりますが、過去数年にわたる諸資料の翻訳や整理の作業を通じて確認できるようになったのは、明治日本で見られたのと同じような「近代化」がこの国でも過去数十年の間に進行したということです。それは、利用度の高い宅地や田畑では土地所有者の権利を公的に認可しそれを強めた一方で、利用度が低い、あるいは地域コミュニティが共同的に利用した、森林、放牧地、焼畑のような入会地や割替地、あるいは、各農家に事実上帰属していた屋敷林の性格を持つ里山(ブータンではとくに樹葉や下草を採取するソクシンと呼ばれる林地)については、その権利を国が取り上げる国有化を推し進めるものでした。その過程では、土地と土地との間の連関関係(特に、家畜を介する森林や放牧地からの持続的な地力移転を前提にしてようやく田畑での農業生産が成り立っていた森林－放牧地－農地間の生態学的な連関、さらには、複数の地域コミュニティにまでまたがった放牧地の季節別利用といった地域間関係)が、法的には分断される傾向を強めたので

した。

しかし、ブータンでは、個人単位の土地所有も認められてはいるものの、現在でも依然として大部分の土地は家単位での所有となっていることや、キドゥと呼ばれる、土地に乏しい国民に土地を下賜する制度によって、国王が土地の再配分の過程に組み込まれていることで、国王と国民との間に、土地の授受を介した親密な関係を、繰り返し再生産することができている点などに、その特徴を垣間見ることができます。

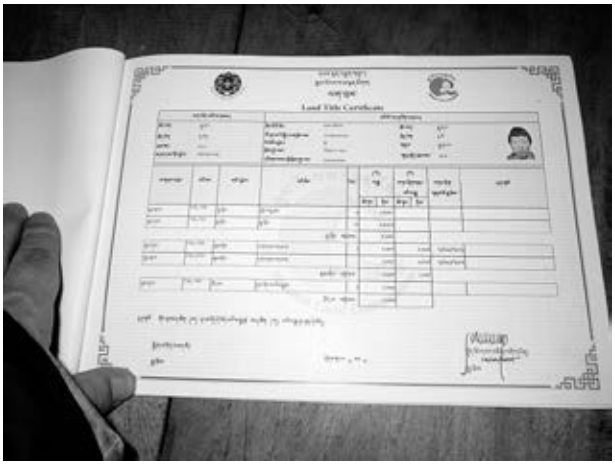

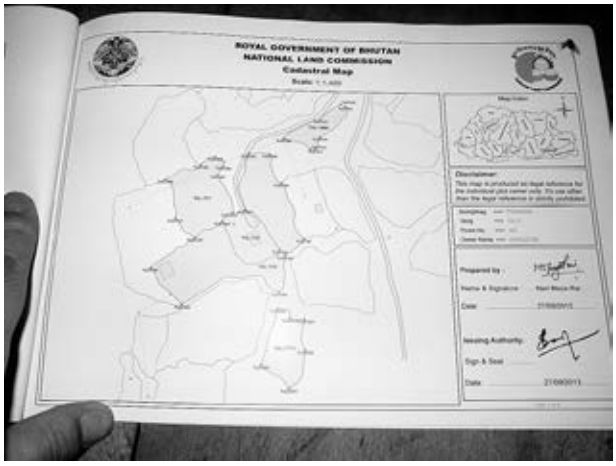

各戸へ配られたラクタムと呼ばれる地券

'08年からの国土地籍再調査を経て国土委員会が各戸に配布した土地所有の証明書。各戸(の代表者)が所有する土地一筆ごとの、地番や筆名、地目、面積などの情報が、対応する地籍図とともに出力されている。現在急増中の土地担保金融の基礎でもある。

地籍図データの道路計画への利用

全土の地籍図のデータは首都ティンプーの測量・地籍局のサーバーで管理され、各省庁および各県の役所からもアクセスが可能である。地籍図の精度が高いことにより、写真のような道路計画にもオンラインで活用されている。道路建設で影響する土地の所有者と面積を直ちに把握できる。

お知らせ

中部地籍研究会「研究発表会」の開催について

中部地籍研究会　　小野　伸秋

中部ブロック協議会では、下記の趣旨に従い中部6県の各会に研究会を立ち上げるとともに、その合同研究会として中部地籍研究会を立ち上げ、筆界特定要素となる土地法制等の資料を収集・解読し、筆界判断の情報を整理する専門書作成に取り組んできました。

今回は、この専門書作成に伴い、平成27年度に研究した成果の中から「耕地整理」を主体とする下記の発表を行います。日常の境界立会等で「耕地整理」にご興味のある方は、是非ご参加いただきますようお願いいたします。

記

1. 日時：平成28年9月23日　午後1時～午後5時
2. 場所：ウィンクあいち
3. 時間割

13：30	開会の挨拶	
13：35	中部ブロック協議会長挨拶	
13：40	研究報告①　三重会　発表者：藤本幸也 テーマ：**「公図の本流について」**	（質疑応答含む。）
14：08	研究報告②　岐阜会　発表者：老田利信 テーマ：**「飛騨地域の耕地整理」**	（質疑応答含む。）
14：36	研究報告③　福井会　発表者：片岡弘章 テーマ：**「福井の耕地整理」**	（質疑応答含む。）
15：04	休 憩	
15：19	研究報告④　石川会　発表者：保科知彦 テーマ：**「石川式について」**	（質疑応答含む。）
15：47	研究報告⑤　富山会　発表者：平田　稔 テーマ：**「富山の耕地整理」**	（質疑応答含む。）
16：15	研究報告⑥　愛知会　発表者：船間章慎 テーマ：**「都市部の耕地整理について」**	（質疑応答含む。）
16：43	閉会の挨拶	

※中部ブロック協議会における中部地籍研究会の設立趣旨説明

土地家屋調査士は、不動産登記法第143条第1項の筆界特定要素を十分に検討した上で筆界を特定する作業を求められる。特に、筆界は地籍図を作成した際の目的に応じて作られた線であることから、その作成目的に応じた面積算定基準の違い、施行法の違いによる作業基準や観測精度基準の違いなど、過去の法制等の記録を調査しなければ筆界を判断することはできない。

しかし、近代的土地所有権の始まりとなる明治期だけを見ても壬申地券の交付に始まる壬申地券地引地図、地券大帳（台帳）整備及び地籍台帳整備に伴う改租図や地籍編纂図、また、その後の地押調査事業によって作成された更正図や修正図、さらに、開拓などによって作成された地籍図等の多種多様なるものが存在する。

また、これらの地籍図類の保管場所は各法務局に現存している場合はともかく、関係市町村の倉庫は、市町村合併、庁舎の再建築、災害、電子化による整理等によって年々廃棄処分されている。さらに、役所の倉庫や博物館などで保管している図面類以外の公文書等の資料を探し出すことは容易ではないが、図面類だけではその目的を達成することはできない。その図面に描画された内容は法令や慣習によって異なるからである。

このような状況下にあって、日本土地家屋調査士会連合会では、筆界を明らかにするための書籍作成の取組として、平成14年に土地境界基本実務叢書（Ⅰ～Ⅳ）を発刊（土地法制、地租改正報告書、筆界確定訴訟判例・先例要旨集などを整理）し、平成18年には、筆界特定制度への対応を意識して土地境界基本実務叢書Ⅴ「筆界特定の技法」を発刊してきた。

しかし、これだけでは土地法制の地域性を知らずに筆界判断を誤る可能性が大変高く、後日、筆界特定事件が筆界確定訴訟等によって覆されるおそれもあり、「筆界に関する地域の慣習」の重要性を改めて認識するに至った。

そこで、中部ブロック協議会では平成20年度から10か年計画を立案し、その成果を発表する研究報告会を、ブロック主催で毎年開催している。

このような試みを、全国の土地家屋調査士に広め、全国各地域における「筆界特定要素となる土地法制等の資料収集及び筆界判断基準の専門書を作成する研究会」を法務局・地方法務局と土地家屋調査士会の連携により設置し、不動産表示登記制度の発展と筆界特定制度の更なる充実を図ることがこの研究会の目的とするものである。

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 30

山形会　『山形のラーメン』

山形県土地家屋調査士会　山形支部　　倉知　慶三

山形のイメージってどんな感じですか？雪が多い、夏が暑い、蔵王、盆地、さくらんぼ。歴史上の人物がいたり、最上川のインフラ整備をしたとかで、関西方面との商業が盛んだったとか。その辺はネットとかの情報で十分かと。

この度、私が紹介させていただくのは、テレビ番組なんかでも取り上げられているラーメンです！山形では主食がラーメンといってもよいほどみんなよくラーメンを食べます。全国的にラーメンは一般的で手ごろな食事ですが、山形は特に食べる方多いです。昼食、夜食として。

一昔前は、お客様がいらっしゃったときのおもてなしは出前のラーメンで、とても楽しみだったことを覚えています、みんなで食べてました。私が子供の頃は醤油ラーメン、味噌ラーメンとシンプルな味のラーメン屋さんが多かったと記憶しておりますが、最近は東京のラーメン屋さんで修行をした方が色々アレンジしたお店の出店が多いように思います。とはいえ、元祖山形の味を出すお店はとても多く、地域によって味はもちろん麺も異なります。山形の南部、置賜方面は加水率多めのちぢれ麺が有名ですね、醤油ベースで出汁は牛かな？まぁ色々あるんでしょうね。辛い味噌を少しずつ溶かして食べる辛味噌ラーメンも有名ですね。連日満席の名店多数です！

庄内方面は日本海でとれる魚介系で、味は醤油をベースにしたコクのあるスープに低加水の麺かな、油少なめでもっちりした感じ。まぁ麺は色々ですかね、私の好みです！そして中心部である山形市近辺は、昔ながらの醤油ラーメンが多いですが、各地のラーメンが集まってますね。スープがドロドロ系横浜家系みたいなのも数店ありますね。最近は海老から出汁をとったお店を見つけました！こちらはお隣仙台で修行された方の出店のようです。山形名物の芋煮にラーメンを入れた、そのまんま「芋煮ラーメン」なんていうのもあります！芋煮おいしいですからね、それに麺を入れるっていう発想いいですよね。そんな激戦区で、私が数年前から中毒ともいえるほどはまっているのは、庄内酒田発祥のラーメン！煮干出汁香るスープに麺は低加水の太ちぢれ麺、連日満席、土日は他県からのお客様で行列ができてます。

仕事の現場も県内各地出向くものですから、その土地でのおいしいものを食べられるというのも土地家屋調査士としての魅力ではないかと思います。現場で汗を流した後の昼食なんか最高ですね！この度紹介させていただいたラーメンだけではなく、山形にはおいしいものがたくさんあります。

山形会の土地家屋調査士はお昼にラーメンという炭水化物をいっぱい食べて、頭に糖分をしっかり供給して日々頑張っております！こちらにいらした際は、景色なんかもよいですが、花より団子、是非ラーメンをどうぞ！

ラーメン

つけそば

兵庫会　『きずな』

兵庫県土地家屋調査士会　副会長　　三嶋　裕之

兵庫県は、21年前に阪神淡路大震災を経験しました。その際、震災復興に取り組むために士業が力を合わせて「阪神淡路まちづくり支援機構」(以下「まちづくり支援機構」と省略)を発足させました。私たち兵庫県土地家屋調査士会も設立メンバーとして当初から参加していますので、「まちづくり支援機構」をここに紹介します。

まちづくり支援機構は、阪神淡路大震災の1年後、平成8年9月4日に、「各士業は震災復興支援のために連携することが急務である」という使命感から発足しました。

現在、9士業12団体で構成されており、附属組織に研究会を持っています。神戸大学をはじめ多数の大学教授が参加し、過去に多くの提言を行った実績を持っています。震災から20年を経た今なお隔月に会議を行い、各士業が共同してシンポジウムを行うなどの活動を継続しています。

主な実績としては、

○被災者再建支援法の成立への提言
○罹災都市借地借家法廃止への提言
○自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインへの提言
○阪神淡路大震災被災者への相談会の実施
○東日本大震災被災者への相談会の実施
○熊本地震被災者への相談会の実施
○東京都でのシンポジウム開催
○静岡県でのシンポジウム開催
○和歌山県でのシンポジウム開催　　です。

会議風景(兵庫県弁護士会会議室)

同様の組織が、宮城、東京、神奈川、静岡、広島等全国的に誕生しています。士業連絡協議会等で災害対策の連携を規定している都道府県も多くなり、士業が連携して災害復興に当たることの重要性が広まっていることを喜ばしく思います。

ただ、このような支援機構の性格上、阪神淡路大震災の復興が一段落したときに、解散の話もあったようです。しかし、「災害はいつ何時起きるか分からない、経験者が少なくなる前に後継者を作る必要性がある」と地道に活動を続けてきました。今年でついに20年を経過することになりました。

兵庫会はこの度の熊本地震の被災者への相談会を、6月10日からの3日間現地にて行いました。8士業と大学教授の31名で相談員を構成し、61件寄せられた相談に士業が連携して一つのテーブルにつく、いわゆるワンパック相談会という貴重な経験をしました。

この相談会の裏側では、現地は罹災証明書に対する家屋被害認定の二次申請受付の真最中。自治体職員の手が足りず、遠路はるばる東京から不動産鑑定士の方が応援に駆け付けていました。彼ら曰く、「予てより首都直下型地震のために研究していたテーマが、ここで役立てられてよかった。」とのこと。

士業連携や災害の知識を深める研究はいうまでもなく重要です。家屋被害認定の二次調査の実務は、我々の家屋調査に類似しており、不動産鑑定士の方々同様に、我々も少し研究すれば十分役に立つことができると、思いを新たにしました。今後、まちづくり支援機構のような組織が全国各地に誕生すること、さらには災害を研究する組織が土地家屋調査士会にも生まれることを期待しています。

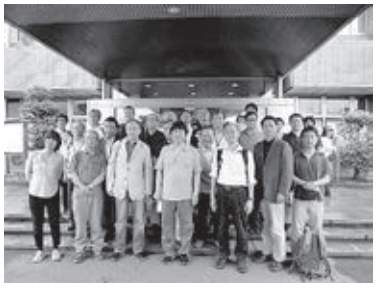

相談会集合写真

日本土地家屋調査士会連合会では、平成26（2014）年12月14日～16日の日程で、晴海グランドホテル（東京都中央区）において、全国の各土地家屋調査士会から、指導者を担う会員を中心に97名が集まり「日調連主催「実務講座」～土地境界実務～」（伝達研修）を開催しました。

実務講座のカリキュラムの一つで、東京地方裁判所部総括判事（前法務省民事局民事第二課長）江原健志氏が講演された「土地境界問題解決への貢献のために～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて」の講演を文字に起こし、同氏に内容を確認いただき、本誌に掲載する運びとなりました。同氏は、法務省民事局当時、登記制度、土地家屋調査士制度について担当される機会が多く、我々、土地家屋調査士を熟知されている方です。本講演録については、誌上研修として数回に分けて掲載する予定です。

日調連主催　「実務講座」～土地境界実務～

土地境界問題解決への貢献のために
～筆界確認、筆界特定、筆界確定訴訟を貫いて

第1回

東京地方裁判所部総括判事（前民事第二課長）　江原　健志

皆さん、こんにちは。東京地方裁判所の江原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。ただ今、御紹介をいただきましたとおり、私は、現在、東京地方裁判所の民事第26部というところで、部総括裁判官という、訴訟において裁判長を務める裁判官として、仕事をさせていただいております。御承知の方も多いかとは思いますが、若干のPRも兼ねて、この東京地方裁判所の説明を冒頭にさせていただきたいと思います。

東京地方裁判所というのは、アジアで一番、あるいは世界で一番大きな裁判所－これは、所属している裁判官の数で比較したもののようなのですが－という話を昔お聞きしたことがあります。皆さん御承知のとおり、我が国の裁判所の組織では、三審制が採られています。このうち、東京地方裁判所は、基本的に一審に属するものです。一審には、具体的に申し上げると、地方裁判所以外では、家庭裁判所ですね。家事事件や少年事件を担当する家庭裁判所があります。それから、もう一つ、簡易裁判所という裁判所があります。この簡裁と地裁は、両方とも、民事事件と刑事事件の双方を取り扱っている裁判所ですが、比較的小規模な事件については簡易裁判所で担当し、それ以外の事件については地方裁判所で担当するということになっております。先ほど、東京地裁が基本的に一審であると申し上げましたが、地裁には、この簡裁の判決に対する控訴審としての役割もありますので、その意味では、二審として位置づけられることもあるということになります。

私が現在担当させていただいておりますのは、地方裁判所の方の民事事件ということになります。先程申し上げました東京地裁がアジア、更には世界で一番という話が本当なのかどうかを実際に私自身が確かめたことはないのですが、確かに大きくて、例えば、民事部でいいますと、現在、民事第1部から第51部までの合計51か部があるのですね。そして、それぞれの部に、一番少ない部でも4人の裁判官がおりまして－ちなみに、私のいる民事第26部も、その4人部なのですが－一番大きな部になってくると、10人を超える裁判官が配属されております。合計で、300人弱ぐらいの裁判官が民事部だけでいるのですが、刑事部はまた別ということになります。このうち私がおります民事第26部ですが、通称として、通常部といわれている部になります。これは何かということですが、民事訴訟にはいろいろな類型のものがありますよね。今日のお話の中で触れさせていただく筆界確定訴訟もその一つですが、それ以外にも、例えば、行政事件という類型があります。国や地方公共団体等が行う行政処分の取消しであるとか、その違法確認であるといった行政事件があり、この類型の訴訟を専門に取り扱う行政部という特殊な部があります。また、知的財産権部というものがあります。知的財産権、つまり、特許権や著作権などですが、そういった権利にまつわる訴訟を取り扱う専門部があります。さらに、労働事

件、最近は、未払残業代がクロースアップされていますが、この賃金の請求に限らず、解雇の効力を争うであるものであるとか、労働事件にまつわる民事訴訟を取り扱う労働部という専門部があります。他には、交通事故に伴う損害賠償請求訴訟などを専門的に取り扱う交通部。そういった専門部があります。これらの専門部は、その類型の事件に特化して担当するということなのですね。筆界確定訴訟もそうですが、特殊な事件については、専門的な知見が必要であるということで、裁判所もそういう類型に適切に対応していく必要があるということで、専門部が設けられております。それから、いわゆる集中部というものもあります。集中部というのは、ある一定の類型の訴訟を集中して、その部が取り扱うのですが、それ以外の事件もやりましょうという部なのです。例えば､医療部というものがあります。これは、最近、非常に増えております医療過誤に基づく損害賠償請求訴訟、非常に難解な事件が多いということで、これを集中的に取り扱うことになります。それから、以上に御説明した訴訟事件以外にも、民事保全、仮差押えや仮処分、そういったものを取り扱う保全部や、執行事件を取り扱う執行部というものがありますし、倒産関係の事件を担当している破産再生部や商事事件を取り扱う商事部というものもあります。これらの専門部や集中部が幾つかあった上で、その余の普通の事件を取り扱うのが民事の通常部といわれている部になります。したがって、ごく普通のオーソドックスな民事訴訟を取り扱っている部で私は裁判長をやらせていただいているわけです。具体的には、いろいろとあるのですが、大きく分けますと、金銭関係、貸金や様々な不法行為等を原因とする損害賠償、そういったお金の請求に関わるものと、筆界確定訴訟もその一類型ですが、不動産関係ですね。後ほど申し上げますとおり、筆界確定訴訟の件数は、現在は少なくなっておりますが、例えば、賃貸借契約の賃料不払を原因として解除したことに伴う明渡請求訴訟などですね、そういったものが非常に多いです。

私の今日のお話ですが、「土地境界紛争の解決への貢献のために～筆界確認、筆界特定、筆界確認訴訟を貫いて」というお題名を立てておりますが、このお題目自体は、連合会の方からリクエストをいただきましたものを、そのまま、私が使わせていただいたということでございます。したがいまして、私がオリジナルで考えたわけではないのですが、筆界確定訴訟の部分を置いておきますと、裁判官のお話として相応しいかどうか、若干疑義があるような気がしないでもないところです。私ですが、先程、御紹介いただきましたとおり、任官したのは平成3年ーその前に司法修習生として私の頃は丸々2年間すごしておりますがーそれを経て、平成3年に裁判官に任官しております。したがいまして、平成26年がもうすぐ終わろうとしていますから、任官してから、丸々24年ぐらいの期間がたつことになりますが、そのうちの15年ぐらいの期間を法務省の民事局において仕事をさせていただいております。法務省民事局は、土地家屋調査士の皆様方と非常に深い関係にあるかと思いますので、ここでも若干PRめいた説明をさせていただきますと、法務省の中の一部局なのですが、大きく分けて、二つの仕事をしています。一つは、皆様方と直接に関わる民事法務行政の分野ですね。具体的には、登記に関する業務が筆頭ですが、それ以外にも、供託や戸籍、国籍に関する業務があります。出先機関でいうと法務局・地方法務局が担当している業務ということになりますが、そういった民事法務行政の分野が法務省民事局の所掌業務の一つの柱ということができます。もう一つは、民事立法と我々は呼んでいますが、民事の基本法、具体的には、民法や商法・会社法、民事訴訟法や倒産法といったものを始めとする民事に関する基本的な法律を所掌して、そのメンテナンス、法改正等を担当する分野ということになります。私は、法務省民事局で、この民事法務行政と民事立法の双方を担当させていただきましたが、そのうちの民事法務行政に関する業務として、民事第二課に通算で3年と少しの期間、仕事をさせていただきました。民事第二課というのは、不動産登記法を所管して､不動産登記行政を所掌している部署になります。当然のことながら、その資格者代理人である土地家屋調査士に係る法令、土地家屋調査士法を始めとして、関連法令がいろいろありますよね。それらの法令を所掌して、土地家屋調査士にまつわる制度も担当しているということになります。従いまして、これらの法令の改正等のメンテナンスはもちろんとして、例えば、連合会や各土地家屋調査士会の会則の認可とか、あるいは、少し嫌な話になるかもしれま

せんが、土地家屋調査士の方々に何かあった場合の懲戒処分のような話、そういったものも担当している部署になります。私は、この民事第二課に二回勤務しておりまして、最初は、平成15年に局付というポジションで勤務させていただきました。当時は、不動産登記法の全面改正作業の真最中でしたが、筆界特定制度の立案も私のこの最初の勤務期間中に始まりました。それから、地図の作成の関係でいいますと、後程も触れます、いわゆる平成地籍整備という政府全体の方針が示された時期でもあり、地図作成作業の予算が大幅に増えた時期にも当たります。ちょうどこういう激動の時期に勤務をさせていただいたということになります。それから、私が裁判所に戻ったのが今年の1月なのですが、その直前まで、民事第二課の課長を務めさせていただきました。ということでございまして、私は、これまで、登記制度、そして土地家屋調査士制度の担当をさせていただく機会に恵まれたということで、こういった経験も踏まえて、今回のお題目でお話をせよという役割が与えられたのかなと理解しているところでございます。林連合会会長を始め、連合会の役員の皆様、歴代の方々も含めまして、それから、東京会を始めとする各土地家屋調査士会の皆様にも、大変お世話になりました。私は、民事法務行政を担当しております期間、各地の地方法務局及び法務局、支局や出張所も含めて、何度も、実情視察や会同への出席等で、出張に行かせていただきました。特に、民事第二課におりました期間はそうなのですが、出張に行きました際には、必ず不動産登記法第14条地図の作成作業－局付の時代は、まだ不動産登記法第17条地図であり、モデル作業という位置付けでしたが－の現場に行かせていただきまして、見学をさせていただきました。そういう意味では、各地の個々の土地家屋調査士の皆様も含めまして、大変に土地家屋調査士の皆様方にお世話になりましたので、今回、林会長からこの話をと御依頼を頂きまして、その御恩返しも含めまして、是非やらせていただきたいということで、お引き受けをしたという次第でございます。

ということで、前置きが長くなりました。今回のお話の標題が少し裁判官らしくないものにはなっていますが、その点はさておきまして、この標題は、非常に良い題名だなというふうに思うわけですね。筆界確認、筆界特定、筆界確認訴訟を貫いて、というサブタイトルが付いていますけれども、結論としては、私の考えによれば、この三つ、いろいろと場面は異なりますが、やはり専門家たる土地家屋調査士としてやるべきことというのは共通なのではないか、境界紛争の解決への貢献のためにやることは何なのかということを考えていただくことが、非常に重要なのではないかと思います。正に、この講座は、重要なものであり、時宜に適った講座ではないかと考える次第です。

ということで、本題に入って行きたいと思います。

まず、当然のことながら、土地境界－今回の講座のタイトルですか、冒頭にもあります土地の境界が公法上の境界、つまり筆界－この読み方が「ひっかい」なのか「ひつかい」なのかは、ちょっとよく分からないところがありまして、私は「ひっかい」かなと思っているのですが、それはそれとして－であり、この筆界と所有権界の違いは、当然の前提として、皆さんはもう熟知されているという前提で、お話をしていきたいと思います。

－本日のお話の内容－

お手元のレジュメ（添付省略）をご覧ください。表紙を一枚めくっていただいて、二枚目が目次ですね。本日のお話の内容ということで、第1から第7まで、ざっと書いてあります。第1の「はじめに」というところで、土地家屋調査士法の規定を復習してみたいと思います。それから、第2のところで、前提知識として、現在の状況、表示登記事件の動向や筆界特定、筆界確認訴訟の動向について、見てみたいと思います。その上で、第3から第6まで、具体的に土地家屋調査士の先生方が果すべき役割として、大きく分けて四つの場面を取り上げております。まず、一つ目の第3が通常のルーティンの表示登記ですね。二つ目の第4が筆界特定、三つ目の第5が筆界確認訴訟、そして、四つ目の第6で所有権界の話に入っていきますけれども、ADRないし所有権確認訴訟、これらの場面で果たすべき役割がどのようなものなのかを確認していきたいと思います。その上で、最後の第7でまとめとしたいと思います。

ー はじめに ー

ということで、レジュメを一枚めくっていただきまして、第1の「はじめに」ですが、先程申し上げたように、土地家屋調査士法の関係条文を引用させていただきました。これらの法の規定は、非常に重要な規定です。改めて確認する必要はないものと思っているのですけれども、念のため、是非、皆様、今回のこの講座に参加したことを機会に、土地家屋調査士法の第1条から最後までの全部の規定にもう一度目を通していただきたいと思います。当然のことながら、土地家屋調査士は、法律実務家なのですから、法律の条文を重視するということになるわけなのですが、そういった意味で、土地家屋調査士の業務における筆界というものの位置づけを確認していただくという意味で、今回、幾つかの条文を並べさせていただきました。

まず、第1条は、「目的」ですね。これは、土地家屋調査士法の目的でございます。この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とするという目的規定を定めた上で、次に、第2条において、土地家屋調査士の職責を定めております。土地家屋調査士は、常に品位を保持し…の後ですけれども、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。ここで、先程申し上げたように、「業務に関する法令に精通して」というところがポイントであろうと思います。その上で、第3条に、個々の業務が定められているということになるわけですね。第1号から第8号まで、第2項以下は、省略させていただいておりますが、それぞれ、各号列記の形で、個々の業務が掲げられております。第1号は、最も基本となる業務ですが、表示登記について必要な土地及び家屋に関する調査又は測量に関する業務ですね。そして、第2号は、その登記の申請手続についての代理業務です。第3号は、登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局に提出する書類の作成業務です。これは、あまり意識することはないかもしれませんね。通常の業務では、第2号の業務の過程に吸収されるということだろうと思います。第4号及び第5号は、筆界特定の関係業務が列記されております。第4号が筆界特定の手続についての代理業務で、第5号は、先ほどの第3号と同じような意味での書類の作成業務を定めております。そして、第6号は、以上の各業務についての相談業務ということですね。第7号は、ADR手続についての代理業務ということになります。このように、第4号、第5号及び第7号で、筆界という言葉が出てくるわけですね。それから、第1号、第2号及び第3号の関係でも、表示登記という言葉があるわけですから、分筆や地積更正、これらは典型例ですが、当然、その前提として、筆界の認定という作業が必要になってくるというわけです。したがって、土地家屋調査士の業務として、筆界にまつわる業務というものが中核を成すということが、第3条自体から明らかであるいうことができるのではないかと思います。

それから、もう一つ、第25条の研修に関する規定ー今回の講座もその一つであろうと思いますがーこれを重要な規定ということで、挙げさせていただきました。その第1項は、一般的な場面ですが、研修を受けてその資質の向上を図るということです。第2項の方ですね。この規定が本日のお話との関係では重要なので、下線を付けさせていただきましたけれども、土地家屋調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならないという規定があるわけです。第1項の一般的な規定から、第2項が特出しして、このような規定を置いているわけです。土地家屋調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならないのは当たり前ですが、その最も代表的な例示として、この「その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習」という知識を深めるよう努めなければならないという規定を置いているわけなのですね。正に、筆界に関する知識・能力というものが、土地家屋調査士の皆様にとって、非常に重要だということが端的に表れているのではないかと私は思うわけでございます。ちなみに、この土地家屋調査士法第25条第2項の存在を御存知だった人は、どのくらいいらっしゃいますか、挙手をお願いしてもよろしいでしょうか。多くの方々が手を挙げられているのは当然のことで、手が挙がらなかった方もいるかもしれ

ませんが、各土地家屋調査士会に帰られてから、改めて、他の土地家屋調査士の先生方にこの規定の存在を周知していただきたいと思います。

以上のとおり、土地家屋調査士法の規定からも、この筆界の認定が重要な業務だということが裏付けられているということだろうと思います。

－関連する事件数等の動向－

次にいきましょう。「第2　関連する事件数等の動向」ですが、現時点において得ることのできる最新のデータとして、平成25年の数値を調べてみました。レジュメにあるような動向となっているということです。

一つ目が表示登記、二つ目が筆界特定、そして、最後が筆界確定訴訟ということになります。表示登記事件は、もちろん数は多いわけですが、その中で、筆界にまつわる代表的な類型ということで、分筆と地積更正の件数を挙げさせていただきました。この数値が多いとみるか、少ないとみるかは考え方があるかと思いますが、事件数の動向としては、大体、平成の二桁になった初めぐらいから見てみますと、平成13年ぐらいが一番のピークだったのですが、その後、平成22年ぐらいまでの間、右肩下がりという、大変残念な状況になっていたというのが一般的な傾向でございます。当然、割合的に、地積更正とか分筆も同様ということになるわけですが、実は、平成22年がほぼ底になっておりまして、それ以降は、微々たる傾向ではあるのですが、平成23、24、25年と、若干上向いてきている感じの動向になっております。東日本大震災－この研修にも、被災地から参加しておられる先生方もいらっしゃるかと存じますが、本当にお疲れさまです－震災があったのは、平成23年ですが、この平成23年は、いわゆる被災地、「被災三局」と法務局では言っていましたけれども、仙台局、福島局、そして盛岡局、他の周りの局も含めまして、当然のことながら、事件数が激減しているわけです。それにも関わらず、平成22年と平成23年の各事件数を比較しますと、全国的には、若干ではありますが、少し増えているのですね。ちなみに、権利の登記の事件数の動向も、以上とほぼ同じような状況にあります。

二つ目として、筆界特定の動向ですが、同じく平成25年の件数でみますと、これは新受件数という意味ですが、合計2,351件ということになっています。筆界特定は、御承知のとおり、平成18年の1月からスタートしております。平成18年の件数は、初年度ということで、データとしての有意性に乏しいのですが、その後、おおむね年間2,500件前後という水準で推移してきております。もっとも、先ほどの登記の事件数と同じように、平成22年までは、2,500件前後といいつつも、少しずつ減っていたのですね。それで、平成22年が数字で見ると底になっていて、そこから若干、少しずつですが、増えてきているという感じになっております。もう少し正確に申し上げますと、初年度は、2,790件ほどあったのですが、その後、平成22年まで下がって、2,300件ジャストくらいになり、そこを底として、若干上向きの傾向が続いているという感じになります。

それから、筆界確定訴訟ですが、平成25年は、合計443件ということになっています。これも、私も含め、いろいろな文献等に法務省の担当者が書いておりますが、筆界特定制度が創設されるまでは、全国の裁判所におおむね年間1,000件ぐらいの筆界確定訴訟が係属しておりました。筆界特定制度が創設されてからは、これが大体400件ぐらいになっているという感じです。これがどういうことを意味するかということを考えてみますと、当然のことながら、減っている件数である年間600件弱程度は、筆界特定が吸収したということになるのだろうと思います。ただ、先ほど見ました筆界特定の件数は、年間2,500件前後ですから、この600件弱の件数を吸収しても、まだ余りがあるわけですね。仮に、この平成25年のデータで見てみますと、まだ1,700件ぐらいの差があるわけですから、これは、境界紛争、筆界紛争を新たに掘り起こしたということなのでしょう。やはり、裁判、訴訟まではどうなのかと、これは、後ほど触れさせていただきます筆界特定制度の創設の経緯に関わることなのですが、裁判まで起こすのはどうかということで、二の足を踏んでいた方々もいらっしゃるかと推測されるわけですが、そういった方々も、筆界特定制度ならばいいかということで、事件として掘り起こされてきたと一応いうことができるのではないかと思われます。

ということで、筆界にまつわる制度の動向としては、以上に見てみたようなものとなっているということを御認識いただけたでしょうか。　　（続く）

第31回

写真コンクール開催

日本土地家屋調査士会連合会及び共済会では親睦事業の一環として、恒例の写真コンクールを開催し、全国からお寄せいただいた作品の中から、入賞・入選作品が第73回定時総会会場に展示され、総会に華を添えました。

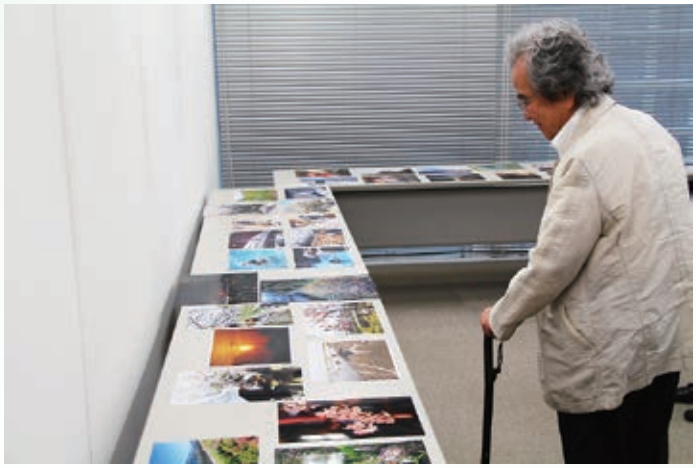

今回は新たに応募作品を連合会ホームページ「会員の広場」に掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票を開催しました。

審査に当たられた公益社団法人 日本写真家協会名誉会員・木村恵一先生には、趣深い観点からの審査をもって、入賞作品それぞれに選評していただきました。（はーもに一賞を除く。）

入賞・入選作品の一部は、本誌「土地家屋調査士」の表紙に採用させていただきます。皆様もぜひともコンクールに参加して、ご自身の写真で会報を飾ってみられるのはいかがでしょうか。

また、次回もインターネット投票を開催する予定でおりますので、お気に入りの写真にご自身の一票を投じてはいかがでしょうか。

本紙面において、ご応募及びご投票された全ての方々と、審査及び総評をいただきました木村先生に感謝申し上げますとともに、次回も多くの方からのご応募及びご投票を心からお待ちしております。

総　評

写真コンクールの審査を担当して21年目になります。連合会の親睦事業のひとつとして始まった31年の間に、写真の世界も大きく変化してきました。フィルムからデジタルに変わり、写真の表現も多様化してきました。今年のコンクールではデジタル時代に合わせてインターネット投票も開催しました。今や写真映像はデジタルカメラだけのものではなく、スマートフォンでごく日常の暮らしをいつでもどこでも記録表現できる時代です。より多くの方々が積極的に参加されることを期待しています。

連合会長賞

「ダイヤモンドチェリー」

谷口　正美（鹿児島会）

富士山頂に太陽が輝くのをダイヤモンド富士といいますが、鹿児島の象徴桜島から朝日が昇る姿はダイヤモンドチェリーと呼ばれています。美しい姿ですね。山頂中央から朝日が輝くのは一年に一度か二度ですが、チャンスを計算して神々しいばかりの荘厳な光景の瞬間を見事に捉えました。

金　賞
「晩秋を行く」
山本　隆博（香川会）

四国八十八ヶ所遍路のうち八十一番白峯寺への道ですが、雨上がりの晩秋の光景を素晴らしいカメラアングルで撮影しました。落葉を踏みしめて遍路する人物を画面に入れて広角レンズを上手に使い、遠近感を強調しつつ晩秋の雰囲気を表現した技術が秀逸です。

銀 賞
「夏風」
酒井　暢生（埼玉会）

夏の公園でブランコ遊びをする子供の表情がかわいいですね。母親と楽しそうに会話をしている爽やかな雰囲気をとてもよいシャッターチャンスで撮りました。手を差し伸べる母親と公園の緑を上手にぼかしながら、子供の姿を浮き上がらせた構図もきまっています。

銀 賞
「ジャンクション完工近し！」
山田　耕造（和歌山会）

高速道路のジャンクション工事風景を望遠レンズを使用して上手な角度で撮影しました。何という工法か分かりませんが、架橋工事も日本が誇るスーパーテクニックで造られているのですね。土木工事の最先端の光景を青空の下でダイナミックに表現しました。

銅 賞「スタートです」

植山　武俊（千葉会）

白無垢綿帽子の花嫁さんと羽織袴の外国人の新郎が、両親に付き添われて神前に向う後ろ姿を優しい視線で撮影しました。花嫁の背にそっと手をまわして気遣う新郎の優しい仕草も見逃しませんでした。お幸せにという心でシャッターを切った気持ちが伝わってきます。

銅 賞「山ノ神」

古口　譲一（栃木会）

立派な桜の古木が満開で見事です。木の下には観音や地蔵と石碑が並んでいますが、栃木県大田原市は古墳や古碑が密集していることで知られています。背景の丘も古墳なのでしょうか。この地の風土を桜咲く季節に山の神を崇めながら、歴史とロマンの里の光景として表現しました。

銅 賞「春の宴へ」

堀家　誠人（香川会）

桜咲く春爛漫のホームに到着する電車は、黄色い車体にマル金のヘッドマークをつけた、金比羅参りのために乗車する琴平電鉄で、幸せを運ぶ電車として親しまれています。とてもよいタイミングで雰囲気よく撮影しましたが、鉄道ファンのためには電車にもピントを合わせるとよかったですね。

はーもにー賞「きずな」

平野　肇（愛知会）

土地家屋調査士会員によるインターネット投票第1位

入選

立原　英二	茨城会	「古刹巡り」
袴田　安子	静岡会	「春の詩」
藤本　紘一	山梨会	「熱狂の舞」
藤本よし子	山梨会	「朝光のハス池」
濵田　眞行	三重会	「眠たいよ」
名久井彰司	青森会	「今年も鬼？」
大場　隆史	札幌会	「水泳教室」
尾田　基一	徳島会	「桜木の下で」
小川　龍明	高知会	「散りゆく桜と」

佳作

椎名　　弘	神奈川会	「験潮場の見える風景」
佐藤　静子	神奈川会	「静寂」
河井　要祐	大阪会	「おねぇちゃん！」
大野　妙嗣	奈良会	「背くらべ」
岡本　暁光	三重会	「桜とこい」
鈴木　　敦	福島会	「銀玉水～命の水へ集う～」
金　　哲朗	岩手会	「復興を願い」

登記測量研修会2016

公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の主催による『登記測量研修会2016』がいわて県民情報交流センターにおいて開催された。

はじめに主催者代表挨拶として、安保豊人理事長から「東日本大震災から5年2か月が経過した。当協会も復興事業に関与してきた。道路等の目に見えるものは大分整備されてきている。しかし、仮設住宅に住まわれている方もいまだに多く見受けられる。避難生活を送られる方々の一刻も早い、安定した生活の場ができることを願っている。」とのお言葉があった。

岩手公嘱協会・安保理事長

－紹介(DVD)－
岩手県公嘱協会30年のあゆみと東日本大震災

岩手県公嘱協会、岩山氏により、同協会の業務処理についての紹介の後、上記タイトルのDVDが上映された。紹介者は上映後、以下のように語った。

「岩手県の復興は着実に進んでいる。一方、現在は熊本地震による被害が拡大している。今後、熊本の復興において、当協会で行ってきた倒壊建物調査、復興型地図作製作業等が必要になってくるだろう。熊本県公嘱協会等に迅速な支援ができるよう、経験の限りを尽くしていきたいと考えている。」

岩手公嘱協会・岩山氏

－講演－
『東日本大震災における盛岡地方法務局の取組』

盛岡地方法務局　登記部門
統括表示登記専門官　葛西　浩　氏

○東日本大震災により倒壊等した建物の職権による滅失登記について

法務省民事局から東日本大震災により倒壊等した建物の処理計画が示された。被災地の速やかな復興を図ることは、被災地だけの問題ではなく広く国民的な課題であるとして、震災による膨大な数になる倒壊・流出・焼失した建物の滅失登記の処理を早急に行うことが、登記所における重要な課題であって被災地の復興に資することになる。

そのため被災した建物については登記官が職権により滅失登記を行うこととした。不動産登記法第58条の規定によることなく同法第28条に基づいて滅失

盛岡地方法務局・葛西氏

登記を行うこととし、その現地調査業務を土地家屋調査士に委託して進めた。合計約3万4千棟の調査を行い、約2万6千棟について職権登記を行った。

○地図のパラメータ変換について

地震動による土地の水平移動については筆界も水平に移動するとの考えから、座標値を有する地図は、国土地理院の変換パラメータを利用し現況と地図のずれを解消した。

○地図の修正作業について

局所的に一定方向に移動していない地域、パラメータでは修正できない地域も多くあった。そこで平成24年に法務省民事局から、道水路で囲まれた街区を測量し、その成果を地図に反映させる街区単位修正作業が示され、実施した。しかし、街区単位修正作業でも公差の限度を超え、一筆地測量を実施した地域もあった。

○震災復興型登記所備付地図作成作業について

不動産登記法第14条第4項の地図に準ずる図面が備え付けられている地区について、何も対処がされないのは復興に支障をきたす懸念があり、地図整備の必要性が高いところについては法務局が地図を作成することとした。

○その他

登記以外のことでは、戸籍に関する市町村への支援を行った。津波により滅失した戸籍データを法務局保存データから速やかに作成して身分証明書の取得を可能にし、被災者の生活再建に貢献できたと思う。

－講演－
『東日本大震災の教訓と今後の地震・津波対策』

アジア防災センター　センター長
早稲田大学名誉教授　濱田　政則　氏

○2011年東日本大震災（地震・津波予知の失敗とその後の混迷）

2004年、スマトラ島でM9.1の地震が発生し、津波により甚大な被害をもたらした。日本の専門家達

アジア防災センター・濱田氏

は、この津波の被害を視察したにもかかわらず、東日本大震災を予測することができなかった。我が国にこのようなことは起こらないだろう、関係ないだろうと思っていた。何の科学的根拠もなく、勝手に思い込んでしまったのだ。しかしよく調べてみると、スマトラ沖と日本太平洋岸のプレート構造は非常に似ていた。驕ることなく、科学的根拠に基づき研究を重ねていれば、あれほどまでの甚大な被害は免れたかもしれない。

東日本大震災以前に、地震の予知をしている2つの機関（内閣府・中央防災会議、文科省・地震調査研究推進本部）において、以下のような地震の予測がなされていた。

・東海地震（M8.0）・南海地震（M8.4）・東南海地震（M8.1）・宮城県沖地震（M7.5）・三陸沖北部（M8.0）・同時発生の場合M8.0前後

M1の違いは地震のエネルギーで32倍違う。単純な間違いではなく大きな間違いをしてしまった。我々は東日本大震災の経験を受け、南海トラフ地震の想定地域を拡大した。

地震を予知することは極めて難しい。地震の発生要因には四種類あり、被害が出るのはプレート間地震と内陸地殻内地震（活断層による地震）である。東日本大震災はプレート間地震だった。同地震の場合、時期の予知は不可能でも、位置の予測はできるとの見解が強かった。しかしこれも、東日本大震災で失敗した。

それ以上に困るのが内陸で起こる地震の予知だ。我が国は約2千の活断層があるが、その活断層のどれが、いつ、どのくらいの規模で動くかということを予知することは全く不可能である。さらに最近では、活断層があると認識されていない場所でも地震が発生している。（2008年岩手・宮城内陸地震、2004年新潟沖中越地震）

○耐津波学の構築と津波対策の推進

津波防災地域づくりに関する法律が平成23年12月6日に施行された。耐震工学に加えて、耐津波学というものを作るべきであると考えている。耐津波学の内容は、以下の7項目である。

1) 地質学的視点からの世界の津波履歴の調査
2) 社会基盤施設と建築物の耐津波構造に関する研究(中・高層RC建物、津波防潮堤、河川堤防、橋梁等)
3) 津波に強いまちづくりの研究(遡上した津波の挙動、居住地域の選択、街路の設計、小丘陵の造成、鉛直避難施設の確保)
4) 広域にわたる災害実態の早期把握のための情報収集・伝達体制と手段に関する研究
5) 広域にわたる(非被災自治体の協力)被災者の保護・支援に関する研究
6) 防災教育、警報システムと避難のあり方
7) ライフラインシステム(道路、鉄道、電力、上下水道、ガス、通信)の機能維持と早期回復に関する研究

2については、東日本大震災及び2004年に起きたスマトラ地震の津波で構造的な損傷を受けていない建物の研究を進めている。

3においても、従来、海上においてのみ行われていた、遡上した津波の挙動の数値解析を、陸上に遡上した場合についても可能にしたことにより、安全性の高い居住地域の選択や避難経路の設定等を可能にした。このように、東日本大震災を機に、より実際に則した耐津波の研究が進められている。

○国土強靭化の推進と課題

2013年12月に、国土強靭化法案の基本方針が打ち出された。内容は、以下の4項目である。

1) 人命の保護が最大限に図られること。
2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けないこと。
3) 国民の財産及び公共施設の被害を最小化すること。
4) 迅速な復旧・復興を図ること。

これに対する課題として、以下の6項目が挙げられる。

ⅰ) 臨海コンビナートの危険性
ⅱ) 住宅地の危険性(火災、液状化、地すべり、未補強建物)
ⅲ) 地下街・地下鉄・共同溝等地下空間及び0m地帯の安全性
ⅳ) 長周期地震動に対する高層建物の安全性
ⅴ) 帰宅困難者、被災民の保護(仮設住宅の建設等)
ⅵ) 緊急対応のための食糧・水・医療品等の備蓄と緊急輸送網の確保(海上・陸上輸送路の確保)

なお、ⅰについては、東日本大震災後の臨海コンビナートの火災時、既に職員全員が避難していたため、原因が特定できていない。そのため、過去の教訓を掘り起こし、推測することが求められる。

また、液状化の結果、土地が動き、面積が変わる又は道路が傾斜する等の結果をもたらす例として、秋田県能代市の例が紹介された。

濱田氏は最後に、熊本地震について言及した。同地震は、内陸活断層で発生しているが、内陸活断層の予知の難しさを改めて示された。同地震の課題は以下のとおりである。

1) 内陸活断層による地震の予知
2) 脆弱建物の耐震補強(建築年代の古い民家、未補強コンクリート建物)
3) 緊急対応のための情報の収集と一元化
4) 被災者の保護(避難所の不足、飲料水・食糧等の不足と混乱、エコノミー症候群等)
5) 火山性噴出物による地盤の脆弱性

特に情報収集という点において、地震直後に現地がどうなっているのか、何が起きているのか全く把握できておらず、東日本大震災と同じことを繰り返してしまったと感じた。

ドローン等を使用して空から手分けして撮影し、情報を一か所に集める。その上で緊急対応策を練ること、情報の一元化が重要である。それが、避難所で「2時間並んでおにぎり2個」といった地震国家にあるまじき状況を避ける手立てとなるのではないか。

そして、果たして我々はこの経験・教訓を元に、具体的な対策を出せたと本当に言えるのか、机上の空論で終わりはしないかと問題提起し、講演を締めくくった。

広報員　福原仁典(秋田会)

伊能忠敬研究会設立20周年記念講演

『伊能忠敬と伊豆』

江戸後期の測量家、伊能忠敬(1745～1818年)研究会(鈴木純子代表)は去る6月4日、設立20周年記念講演会を熱海市の起雲閣で開催されました。講話と座談会を通じ、忠敬が熱海を含む伊豆半島沿岸で成し遂げた測量の歴史に迫りました。研究会の会員は全国に約200人、測量隊が200年前の1815年12月、同市伊豆山の「うみのホテル中田屋」に宿泊していたことが確認され、ゆかり深い地で節目の設立20周年記念講演を企画されました。日調連としても平成11年から平成13年にかけて全国の会員とともに行った「伊能ウオーク」と「伊能図展」の大イベントを展開しており、後押しし続けているところです。

研究会の渡辺一郎名誉代表は忠敬の人物像や全国の測量を始めた経緯を紹介後、地図を示し、第二次と第九次の測量で伊豆半島や伊豆七島を訪れた史実を解説されました。「熱海には全国で3番目に長い45泊をし、4番目は下田。地元の多大な協力で完遂できた」と強調いたしました。座談会は前出の鈴木純子代表理事がコーディネーターとなり、伊能忠敬家第7代当主の伊能洋氏、東京大学客員教授の榎本隆充氏、伊能忠敬大河ドラマ推進協議会会長の木内志郎氏、そして地元斉藤栄市長がパネリストとして約一時間、主に伊能忠敬の人柄について語られ、会員約40人は同日夜、中田屋に宿泊し、忠敬や測量隊の功績に思いをはせました。

伊能忠敬、幼名小関三治郎は六歳の時に母が亡くなり、養子であった父貞恒は離縁されていたが、三治郎は10歳まで小関家で養育され、17歳の時に豪商伊能家の養子となるが当時家業は衰え危機的な状況であった。忠敬は倹約を徹底するとともに本業の酒造以外にも商売を展開し、約10年間で経営を完全に立て直した。そして49歳で隠居するまで商売に精を出すばかりでなく天明の大飢饉の際には私財をなげうって地域の窮民の救済に尽力もし、家産を蓄えるに至った。隠居後、幕府の天文方高橋至時の弟子になり、天文・暦学などを学ぶ。高橋至時と観測機器に精通した間重富は新たな暦(寛政暦)を完成させたが、至時は地球の正確な大きさが分からず暦の精度に不満足だった。“いったい地球の直径はどれくらいなのか”忠敬は「北極星の高さを2つの地点で観測し、見上げる角度を比較することで緯度の差が分かり、2地点の距離が分かれば地球は球体なので外周が割り出せる」と提案。至時は忠敬の案に賛同した。2つの地点は遠ければ遠いほど誤差が減るため、江戸から蝦夷地(北海道)まで距離を測ることが望ましかった。こうした動機から北海道までの測量を幕府に懇願するも幕府からは、なかなか許可は下りなかったが、当時ロシア人の択捉島上陸事件も起こっており、至時・忠敬の師弟は、国防のために正確な地図が必要であることを訴え、幕府は北海道のみならず、東日本全体の測量許可を出す。ただし、当初幕府の財政援助はなく、全て伊能家の資産で賄っていた。

第一次測量(1800年) ～蝦夷地太平洋岸
第二次測量(1801年) ～伊豆・東日本太平洋側
第三次測量(1802年) ～東北日本海側
第四次測量(1803年) ～東海・北陸地方
第五次測量(1805年－1806年) ～近畿・中国地方
第六次測量(1808年) ～四国
第七次測量(1809年－1811年) ～九州前半
第八次測量(1811年－1814年) ～九州後半

そして第九次測量隊の観測先は点在する島を伴う伊豆半島測量の特色としては、海中引き縄、険阻な

海岸の測量がある。伊豆七島測量途中では強い黒潮のため三日三晩漂流してしまい辛くも三浦三崎に漂着している。その後、熱海の地で骨休め、とはいいながらも、その間に特別大図として伊豆七島しかない大図と東海岸の伊能図の改訂が行われた。

彼の偉業の熱意の源は何かを探りながら拝聴させていただきました。決して恵まれた境遇とは言い難い中での自己の信念への忠実さ、周囲の状況を察知する商才と機転の利く柔軟な思考、その中での人との出会い、これらどれ一つとして欠いては語れない偉業であったと、今更ながら感じさせていただきました。しかし、この第九次測量は、何故ここまでしてこの地の測量が行われたのか、果たしてそこまで必要であったのか、その全貌の解説は研究会の今後の課題のようです。

追記、会報7月号掲載の静岡会伊東熱海支部による海抜表示板の一つが今回の会場敷地にありました。研究会会員である日調連大星相談役は海抜表示板への造詣の深いところ、伴に記念撮影となりました。

広報部長　古橋敏彦(静岡会)

第10回つくば国際ウオーキング大会参加報告

茨城土地家屋調査士会　広報部長　　今瀬　秀幸

はじめに

今年で10回を迎えたこの大会は、サイエンスと自然が共生するつくば市で、国が目指す「健康日本21」に沿い「健康寿命を延ばそう」を合言葉に、全国からウオーカーが集い、それぞれの体力に合わせ8つのコースを楽しむというイベントです。また、国土地理院では、子供達に地図記号を楽しく勉強してもらう「地理院マップ読み教室」、伊能忠敬に思いを馳せ歩測の名人・達人を目指す「全日本歩測大会」が行われています。

土地家屋調査士会の仕事

毎年7月から実行委員会が開かれ、前回大会の反省、各担当部門の進捗状況報告、大会前の入念な打合せなど、茨城県ウオーキング協会役員の方々による熱心な議論を経て、6月に本番を迎えます。実行委員として参加して、人生の大先輩方が、バイタリティたっぷりに大会を盛り上げていくのを間近で見ていると、まだまだ、修行が足りない自分を感じます。

大会は、6月4日(土)・5日(日)と行われ、茨城土地家屋調査士会は両日8名ずつ協力スタッフとして参加。

1日目は、土浦支部の下村正支部長を中心に田中義廣・坂本親信・富澤英和・野口聖剛・大森聡・柳田直樹各会員、それと私が、大会本部付きの役で、TX研究学園駅での誘導、会場整理、中間地点・ゴールでの給水、アンケート記入受付など、日頃行わない不慣れな仕事を担当。しかし、にこやかに丁寧にお客様と対応している姿を見ていると、立会いで鍛えた接客技が発揮されているように思えます。この日は、かなり日差しが強く、半袖からのぞいていた腕が真っ赤に焼けていました。

2日目は、生憎の雨模様、会場へ向かう車のフロントグラスに雨粒が、しかし、到着1時間後には完全に上がり開会式には、ちょっと暑いくらいの天気で安心しました。茨城土地家屋調査士会の菊池清次会長、日本土地家屋調査士会連合会の古橋敏彦広報部長の挨拶が行われ、参加者に土地家屋調査士のPRをしていただきました。また、連合会の古橋広報部長、事務局職員1名がウオーキングに参加、5kmコースを完歩。ゴール後の抽選会には、残念ながらはずれてしまったようです。この日の茨城土地家屋調査士会の仕事は、茨城青年土地家屋調査士会の大山智会長を中心に、菊池剛・和田昭・岡田健太郎・髙島和宏・山田智範・根本大輝各会員、私で、国土地理院での歩測大会スタッフ、コース案内、歩測測定員の仕事を担当。暑い中、皆様、誠実に仕事をこなしていました。例年ですと、国土地理院の測量の日イベントで、お客様が多いのですが、今年はそれが無く、閑散としていましたが、

給水サービス

菊池会長挨拶

歩測ファンの方は結構いて、黙々と計測されていました。土地家屋調査士参加スタッフも、最後に歩測チャレンジ、達人・名人は出るか期待していたのですが、一人も出ませんでした。来年に期待です。

国土地理院　歩測大会スタッフ

まとめ

茨城土地家屋調査士会は、つくば国際ウオーキング大会への参加を、土地家屋調査士PRの場と考えております。その効果を高めるため、スタッフは、茨城土地家屋調査士会オリジナルベスト・帽子を着用。また大会本部テントには、オリジナルのぼりを設置。アンケート回答者には、日本土地家屋調査士会連合会のポケットテッシュを配布。と、少ない予算で努力しております。しかし、一番のPRは、参加協力スタッフの優しく、誠実なお客様に対する態度だと思います。どんな仕事をしているか、とかではなく、「土地家屋調査士の人」はいい人で、信頼がおけると好印象を持っていただけているのではないか、と思っております。

訃　報

本年7月7日、日本土地家屋調査士会連合会の三浦福好顧問（享年87才）が逝去されました。故人を偲び、生前のご功績を記します。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。

【略　歴】　三浦　福好（みうら・ふくよし）

土地家屋調査士　昭和4年生れ
昭和41年　土地家屋調査士登録

昭和50年～昭和56年　神奈川県土地家屋調査士会　理事・常任理事
昭和56年～昭和58年　神奈川県土地家屋調査士会　副会長
昭和58年～昭和62年　神奈川県土地家屋調査士会　会長
昭和62年～平成5年　神奈川県土地家屋調査士会　名誉会長
平成5年～平成25年　神奈川県土地家屋調査士会　相談役

昭和56年～昭和58年　日本土地家屋調査士会連合会　常任理事
昭和60年～平成元年　日本土地家屋調査士会連合会　副会長
平成元年～平成7年　日本土地家屋調査士会連合会　会長
平成7年～平成13年　日本土地家屋調査士会連合会　名誉会長
平成13年～　日本土地家屋調査士会連合会　顧問

他
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長
土地家屋調査士国民年金基金理事長　等を歴任

平成12年春　勲五等双光旭日章

山口会

「『2016仕事体験型県内進学フェアinやまぐち』の報告」

広報部長　周原　稔

『会報やまぐち』第122号

1．日　時
　平成28年2月10日(水)
　10時00分～16時00分
2．会　場
　維新百年記念公園・スポーツ文化センター（山口市）

上記イベントは、山口県の高校生1・2年生を対象に多種多様な仕事について知り、実体験も出来る機会を提供すると共に資格・免許の相談、学校紹介等が受けられ、県内進学・将来の県内就職を促進し、若者の地元定着及び産業人材の育成を図るとの開催趣旨のもと、今年で3回目を迎えますが、山口県土地家屋調査士会としては初参画し、広報部3名にて対応いたしました。

県内の高校から学校単位に約2000名が来場し11：00から11：30頃がピークで一時会場には1000名位の高校生で溢れんばかりでした。

我々、土地家屋調査士会は「仕事紹介コーナー」に出展しましたが、「警察官」・「自衛隊」・「救命救急士」・「海上保安官」等公務員関連の職種が並びその横に「土地家屋調査士」・「フィナンシャルプランナー（FP)」の順に同列ブースに配置されてありました。

当日の様子については、少しでも興味を惹くようPC2台を持ち込み土地家屋調査士のPRビデオ(マンガ等)を終始流しましたが効果もない上、知名度の低い我々のブースに高校生が自ら立ち寄って話を聴くなど無いことは想定内の事と事前に話し合っていました。

参加校もほぼ普通科であり実業科の生徒は皆無でした。

午前中、開場前から杉山会長が「陣中見舞」に立寄られ、差し入れのドリンクを一気に飲み干し、『さあ～1日がんばるぞ！』と張り切ってはみたものの、開場後は予想通り生徒さん達は素通りで開店休業の感否めず状態が続きましたが、その矢先清水副会長が何やら知人を見つけて話をしており(後から聞けば某高校の先生との事)うれしい事に生徒さんを呼び寄せていただき、やっと今日の足跡を残すことが出来ホッと一息つけました。

これを皮切りに主催者側もブースを訪ねては集客状況を聴き生徒さんを呼んでくれたりして、最終的には5組17名の生徒さん達に一応職業紹介することができた旨ご報告致します。

初参画の為、パンフレットだけでは判らないことや反省材料も多く来年の参加に向け、広報部内において事前準備を含め、土地家屋調査士の何をPRするか等々しっかりとした計画を立てて望みたいと思っています。

ちょうさし俳壇

第375回

ビヤホール　深谷健吾

再会は銀座ライオンビヤホール
生き様を問ひつ問はれつ生ビール
打上げは飲み放題のビヤガーデン
築地まですし食べ行けば夏の月
花街の露地の灯ゆるる夜の秋

当季雑詠　深谷健吾選

茨城　島田　操

二つ三つ隣にも分け初なすび
峡の里閻を舞台に螢舞ふ
老いの命労る如く扇風機
電話さへ鳴らぬ事務所に梅雨籠り
待つてゐる人より早く夕螢

愛知　清水正明

縹色の空の広さや杜若
三河路の空は縹や業平忌
田水張り近づく星を宿しけり
紫陽花や杵まで朽ちし水車小屋
青蛙子守地蔵の背に鳴けり

茨城　中原ひそむ

母の日や遺影はいまも色褪せず
何時までの命か庭へ黒揚羽
隠れ住む如くに介護梅雨の日々
思ひ出せぬ人の名あまた風鈴売
木々芽吹く故郷の山高からず

岐阜　堀越貞有

盆過ぎて息子ひとりで立ち寄へり
霊魂が居ると信じて生身魂
幼な子のよちよち歩き赤のまま
鉦叩き声は聞こえど姿なく
指先をするりと抜けて衣被

今月の作品から　深谷健吾

島田　操

二つ三つ隣にも分け初なすび

「茄子」はインド原産の食用植物。夏に結実する野菜なのでナツミがナスビになり、さらにナスと省略されたという説がある。紫紺の茄子の実は、煮付け、汁の実、油いため、漬物など用途が広くて重宝な野菜である。家庭菜園の茄子の初収穫での一句か。日常親しくしているお隣へ報告を兼ねて、初物の茄子をお届けする。収穫の喜びと共に新鮮で用途の多い茄子に喜んで頂けるとは。その上、素敵な俳句まで出来るとは。「初なすび」と「二つ三つ」の取合せの距離感が絶妙な佳句。お互いに頑張りましょう。

清水正明

青蛙子守地蔵の背に鳴けり

「青蛙」とは、季語「雨蛙」の傍題。雨蛙に似ているが、やや大きくて、背面は鮮やかな緑色。指の先に吸盤があるため樹上生活に適している蛙のこと。子供の守り本尊の子守地蔵さんの背中で鳴いている青蛙を見ての一句か。この句の眼目は、子守地蔵の背中にいる青蛙の着眼点の良さである。お地蔵さんが、泣いている子を背負って子守でもしているかの様。青蛙と子守地蔵と取合せによる擬人化手法が、見事で素敵な佳句である。

中原ひそむ

隠れ住む如くに介護梅雨の日々

「梅雨」とは、暦の上では六月十一日頃から三十日間の期間をさす。即ち梅の実が熟す頃なので梅雨と言う。梅雨前線は六月初旬から七月下旬まで停滞する。最近では、気候温暖化により時期がずれてはきていますが。提句は、現代の高齢化社会の介護問題を詠んだ時事俳句である。「隠れ住む如く」のフレーズには、驚愕の極み。介護問題は現実の世相と言えども大問題である。下五の「梅雨の日々」の季語の使い方が見事。「日々」の措辞により、素晴らしい「如く」俳句に敬服。俳句でも詠んでお互いに愉しみましょう。

堀越貞有

指先をするりと抜けて衣被

「衣被」とは、「きぬかつぎ」と読む、秋の季語である。里芋の子芋の皮をむかずにそのまま茹でたもの。茹であがったものを塩や醤油につけて食べる。皮をかぶったままに出され、着けている衣を脱がすようにむくところから、衣被ぎという名が生まれた。八月十五夜の月見に供えるものの一つである。馴染みの割烹店での一句か。女将さんよりカウンター越しに「ほら衣被よ」と言われ、酒の当てに出される。皮つきの故にむいたまでは良いが、するりと指を抜けて落とすこともある。風流な一品と、女将さんとのやりとりが目に浮かぶ。俳句は何処でも、何時でも出来る。酒肴好みの俳諧味のある佳句。お互いに頑張りましょう。

会務日誌　6月16日～7月15日

6月

15日

第2回特別研修運営委員会
＜協議事項＞
1　第12回土地家屋調査士特別研修について
2　第13回以降の土地家屋調査士特別研修について

第1回総務部会
＜協議事項＞
1　第73回定時総会の対応について
2　連合会第74回（平成29年度）定時総会の日程及び会場について
3　土地家屋調査士会からの照会、要望について
4　会員からの照会、要望について

18日

第4回正副会長会議
＜協議事項＞
1　第73回定時総会の対応について

19日、20日

第2回常任理事会
＜協議事項＞
1　第73回定時総会の対応等について

第2回常任理事会業務監査

21日、22日

第73回定時総会
第1号議案　（イ）平成27年度一般会計収入支出決算報告承認の件
　　（ロ）平成27年度特別会計収入支出決算報告承認の件
第2号議案　日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件
第3号議案　日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正（案）審議の件
第4号議案　平成28年度事業計画（案）審議の件
第5号議案　（イ）平成28年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
　　（ロ）平成28年度特別会計収入支出予算（案）審議の件

22日

第1回研究テーマ「空家等対策」会議
＜協議事項＞
1　連合会の空家対策の取組について
2　神奈川会における空家対策の取組の概要説明について
3　今後の研究所研究の進め方について

27日、28日

第2回財務部会
＜協議事項＞
1　財政の健全化と管理体制の充実について
2　福利厚生及び共済事業の充実について
3　土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
4　平成27年度から申し送られた事項への対応について
5　資金運用等への対応について
6　図書等頒布特別会計で取り扱う頒布品について
7　日本土地家屋調査士会連合会給与規程（職員）に関する検討について

28日、29日

第2回総務部会
＜協議事項＞
1　平成28年度総務部事業計画に基づく執行計画について
2　各種委員会委員等の選任について
3　平成28年度第1回全国会長会議の運営等について
4　日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則（附録様式）の一部改正（案）について
5　日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則の一部改正（案）について
6　土地家屋調査士会補助者規則（モデル）（附録様式）の一部改正（案）について
7　土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）の一部改正に係る検討について
8　土地家屋調査士会注意勧告に関する規則（モデル）の一部改正（案）について
9　日本土地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支援対策に関する規則の一部改正（案）について
10　平成28年度システム環境の改善について
11　土地家屋調査士会からの照会について
12　土地家屋調査士会の支部等におけるマイナンバーについて
13　平成28年度における事務所形態検討チーム

の活動について
14 Web会議システムの活用について
15 綱紀委員を対象とした研修について

第2回研修部会
＜協議事項＞
1 専門職能継続学習の運用について
2 新人研修の実施・検討について
3 eラーニングの拡充・整備と運用について
4 研修体系及び研修の充実の検討について
5 研修情報の公開の活用・推進について
6 研修用教材の運用・更新について
7 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
8 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発について

29日、30日

第2回広報部会
＜協議事項＞
1 広報グッズの作成について
2 メディアを利用した広報活動について
3 「子ども霞が関見学デー」の実施内容等について
4 「G空間EXPO2016」への参画について
5 「事務所運営に必要な知識」について
6 9月号以降の掲載記事について
7 会報の表紙写真について

30日

第1回研究所会議
＜協議事項＞
1 平成28年度の研究所事業及び研究方針について
2 平成28年度研究所事業における懸案事項について

7月

6日

第1回日調連ADRセンター会議
＜協議事項＞
1 ADRセンター担当者会同について

13日

第5回正副会長会議
＜協議事項＞
1 平成28年度第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

13日、14日

第3回常任理事会
＜審議事項＞
1 平成28年度各種委員会等の委員等の選任について
＜協議事項＞
1 金融財政事情研究会(月刊「登記情報」編集室)から提案を受けた「パネルディスカッション～未来につなぐ相続登記～」(案)への対応について
2 第10回国際地籍シンポジウムへの参加者について
3 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの実証実験の実施について
4 制度対策本部のマンション関連の検討において取りまとめた区分建物に関する事例等の資料の書籍出版について
5 「土地家屋調査士会員徽章」及び「境界紛争ゼロ宣言‼」の商標登録について
6 平成28年度第1回全国会長会議の運営等について
7 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則(附録様式)の一部改正(案)について
8 平成29年度以降の会員数に応じた事業助成の在り方について
9 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
10 コンプライアンス・プログラムの改訂について
11 土地家屋調査士法第3条第1項に関する照会について
12 eラーニングコンテンツの制作に係る業務委託契約の更新について
13 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)履歴の管理と公開方法について
14 第12回土地家屋調査士特別研修の実施について
15 G空間EXPO2016への参画について
16 ADRセンター担当者会同の開催について
17 法務省大臣官房司法法制部の行う認証に向けた事前相談の前段階の面談について
18 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証に対する連合会の考え方について
19 研究所研究員の翻訳した地籍に関する文献を海外メディアへ掲載することについて

国民年金基金から

年金と私と女房殿

福岡会　　松本　茂美

現在66歳の私は、年金を受け取り始めて1年が経ちました。現役土地家屋調査士として働いていますので、有難いことにこの年金には殆んど手を付けないでいます。そのため、年金受給用として開設した預金通帳の数字が意外にも増えていくものですから、記帳する度に心地良さを感じます。このような経験は、今までの私の人生では一度も無かったことです。

私は測量学校を卒業後、46年間を測量と登記の仕事しかやってきていません。因みに、高校時代のアルバイトも近所の測量会社でした。社会に出て駆け出しの頃から現場仕事が主ですから、仕事以外に医療保険のことは多少知っていても、年金の知識は皆無でした。それでも日常生活で何の不自由はありませんでした。そして、33歳で土地家屋調査士として独立したことで厚生年金から国民年金に代わったのでしょうが、当時を振り返ってもどのようにしてその手続を取ったかも思い出せません。そのような私が今は普通の年金受給者となり、預金通帳の金額が増えることに感謝感激をしているのです。

さて、平成3年に日本土地家屋調査士会連合会が独自の職能型国民年金基金の創設を計画しました。私が40歳の時です。それには3,000人の加入者が必要とのことでした。連合会が計画しているのだったら少しでも協力しなければとの思いで、そのことを事務所の経理を担当する我が女房殿に伝えました。その後の手続などは私が知る由がなく、女房殿が全てを進めたと思われます。彼女は老後のためにとの考えがあったのか、事務所の経費としての全額控除が魅力であったのかは分かりません。そして最近分かったことですが、女房殿は自分を含めて夫婦二人で国民年金基金へ加入をしていました。

平成26年に届いた「基金からの加入状況のお知らせ」では、平成3年7月から平成22年7月までの19年間が私の加入期間で、1口目がA型、2口目以降がA型を2口となっています。この口数は同時に加入した女房殿も同じらしく、今考えると事務所が苦しい時もあったでしょうが、さすがは我が女房殿。口に出してはいないものの、今は女房殿にはとても感謝をしています。

私が65歳から受給している年金の内訳は、国民年金と厚生年金を合わせて年間に95万円強。これから介護保険料として13万円が差し引かれています。この残り分を2か月に1回13万円強が振込まれるわけです。これで

は一月に6万5千円くらいしかありません。ところが我が女房殿のおかげで、土地家屋調査士国民年金基金からの受給が年間60万円あったのです。つまり月に5万円が加算されますので、合わせると11万5千円位になります。そして、来年早々からは女房殿も受給対象者となります。ほぼ同額と思われるので、二人合わせると老後の生活に充分な額ではないにしろ、国民年金基金からの受給はとても有難いことです。そう考えると、国民年金基金に加入していなかったら、人生お先真っ暗でした。年金を貰いだしてから悔やんでも仕方ありません。恥知らずな私は多少の欲が出始めて、掛けている途中からでも口数を増やしておけば良かったなと考えたりしています。

女房殿に任せっきりだった私がいくら叫んでも説得力はありませんが、国民年金基金に加入しておくことは世のため人のためではなく、自分と家族のためにはとても重要なことだと思います。年金受給者1年目の年金無知の私が言うのですから間違いありません。振り返れば月日の経つのは早いもので、すぐに60歳の資格喪失日がやってきます。後々になって悔いることのないように、酒、タバコを多少控えてでも出来るだけ若いうちから、そして出来るだけ口数を増やして掛けておいたほうが賢明かと思います。

退職金の無い私には、テレビ番組でやっているように引退して悠々自適の田舎生活を送ることはとても無理な話です。また夫婦二人の年金だけでは、ゆとりのある老後の生活といえばこれも無理でしょう。いつかは訪れる引退、そして私がいなくなってからの古女房殿のことを考えると、もう少し頑張らなければと思っています。それに何よりも自身の健康のために身体が動き、脳の回転が不自由でない限りは現職として働いていたいと考えています。それを補助してくれる年金と我が女房殿に感謝。

TOPIC

去る4月27日、岡田潤一郎　日調連副会長のご案内のもと、西本理事長が塩崎厚生労働大臣の大臣室を訪問いたしました。
会談は終始なごやかな雰囲気で行われ、年金基金関連法改正に伴う土地家屋調査士国民年金基金としての要望書を提出いたしました。

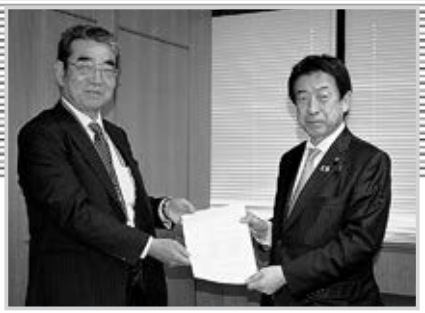

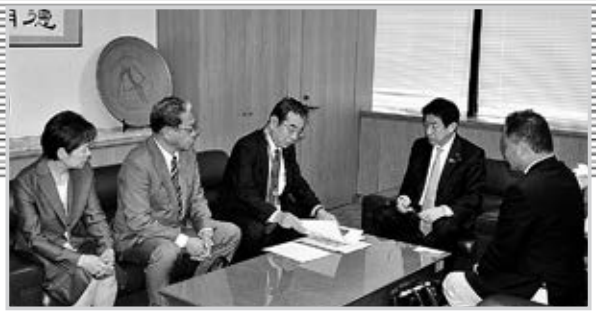

確定申告に社会保険料控除を使うなら

10月14日までにご加入が必要です

国民年金基金の大きなメリットの１つは、**「掛金の全額が社会保険料控除になる」**こと。

社会保険料控除の申請に使える国民年金基金の掛金は、**12月までにお支払い済み**の金額となりますが、掛金は２ヶ月遅れて引き落としになるため、12月に引き落とされる掛金は10月分のものです。

そのため、今度の確定申告で社会保険料控除の申請をご利用の場合、
10月14日までに加入のお申し込みが必要となります。

毎年12月近くになると、控除ご利用の目的でご加入のご相談をいただきますが、
年末のご加入では間に合いません！

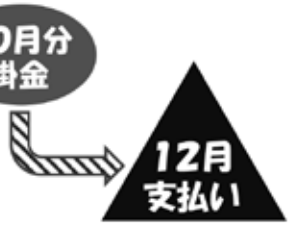

社会保険料控除をお考えならご加入はお早めに！

9月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

9月15日までがご加入・増口のチャンス！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル
0120-145-040
（平日 9:00～17:00）

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年 6月 1日付

東京	7957	小林 康祐	東京	7958	江崎 友和
東京	7959	大原 将土	神奈川	3041	古郡 英隆
神奈川	3042	西江 淳	神奈川	3043	清水 亮
栃木	930	北條 章弘	山梨	403	井上 拓也
京都	882	南山 貴彦	兵庫	2475	奥村 幸平
奈良	441	松田 幸和	和歌山	437	橋本 保正
愛知	2919	伊藤 智広	愛知	2920	宇井 源志
沖縄	500	國吉 博之	徳島	510	西 孝員
愛媛	855	矢野 利秋			

平成28年 6月10日付

東京	7961	三浦 喜八郎	埼玉	2621	海老原秀亨
岐阜	1280	廣瀬 裕也	長崎	793	西山 秀樹
鹿児島	1078	乾 悟	沖縄	501	平安名栄忠
青森	767	柿﨑 厚治	青森	768	島根 渚

平成28年 6月20日付

東京	7965	岩永 和大	静岡	1782	大石 雅史
富山	516	髙橋 僚			

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 3月19日付			愛知	1269	近藤 登
平成28年 3月24日付			福島	702	大橋 傅
平成28年 4月11日付			東京	4851	大根田良夫
平成28年 4月17日付			東京	5606	福富 省吾
平成28年 4月23日付			千葉	1453	日向 史明
平成28年 4月28日付					
神奈川	476	梶谷 逸雄	茨城	937	滑川 光潤
平成28年 4月30日付			函館	118	齊藤 重則
平成28年 5月 3日付			山口	764	角田 和芳
平成28年 5月 7日付			神奈川	1712	成井 巖
平成28年 6月 1日付					
茨城	970	加藤 光男	福岡	641	伊藤 文王
福岡	1861	江島 啓治	鹿児島	1049	前村 賢二
福島	1309	佐藤 清孝			

平成28年 6月10日付

埼玉	2607	外間 英之	茨城	1352	増田 太一
栃木	414	南木 成夫	群馬	712	福島 照好
広島	1448	中佐古秀典			

平成28年 6月20日付

神奈川	2141	大野 克夫	千葉	1558	齊藤 光男

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年 6月20日付 茨城 1380 坂本 親信

お知らせ

土地家屋調査士2017年オリジナルカレンダー

河川が創る地球の表情

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で17回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込みのご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込みください。

価格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本　486円	1本　648円	1本　648円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2016年8月31日(水)		
納品予定	2016年11月上旬		
仕様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み締め切り
2016年8月31日(水)

お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
  ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申込みいただくことも可能です。
  A）『境界紛争ゼロ宣言!!』シンボルマークのみ入り
  B）調査士会名入り
  C）調査士会名＋個人事務所名入り
  ただしB）、C）タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入れの文字色はスミ（黒）、書体は統一とさせていただきます。左記の（ネーム入れ例）参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2016年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および発送料を配達員にお支払いください（代金引換えお届け）。

●送料＝梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
・離島は別途。　・消費税含む。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,080円	1,296円	2,160円

ご注文は FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社　TEL 06-6456-3437　〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5　カレンダー担当／小中賢彦・松本佐奈恵

FAX注文書　必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送りください。　FAX:06-6346-0352

■ご注文本数

A）シンボルマークのみ	B）調査士会名入り（50本以上）	C）調査士会名＋個人事務所名入り（50本以上）
1本 486円　本	1本 648円　本	1本 648円　本

※税込

ネーム入れ原稿

前年通り
2016年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。
その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新ネーム
新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

■ネーム

肩書　（20字以内）	
事務所名　（15字以内）	TEL（　）　－
住所　〒	FAX（　）　－
	調査士会名
E-mail	

■以上の通り申し込みます。　月　日

お名前（または事務所名）　印	ご連絡先	TEL（　）　－
		FAX（　）　－

カレンダーお届け先　〒

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。
ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

会長レポート

REPORT

6月16日
～7月15日

6月

16日

村越進前日弁連会長・春名一典前日弁連事務総長をご慰労する会

弁護士会館において開催された、日本弁護士連合会の村越前会長、春名前事務総長の退任慰労会に出席。寺田最高裁判所長官始め、国会議員、法務省、士業関係等、多くの出席があり、ご挨拶させていただいた。

18日

第4回正副会長会議

各副会長、総務部長出席の下、主に第73回定時総会の対応について協議。今年も60件を超える質問・要望事項が届いており、連合会の基本姿勢を確認した。

19日、20日

第2回常任理事会

正副会長会議に引き続き、常任理事会を招集。ここでも主に総会対応につき、各部長とも意見交換と確認を行った。

20日、21日

第73回定時総会議事運営等の打合せ

総務部関係役員とともに総会運営に関する詳細な打合せを行い、万全を期すよう指示。

21日、22日

第73回定時総会

全役員出席の下、第73回定時総会が開催される。法務大臣表彰には盛山法務副大臣が駆けつけてくださり、受賞者も感激した御様子。なお、上程した下記の議案は全て可決、承認いただくことができ、多くの仲間と事務局に感謝しつつ、期待を背負うことを胸に誓う。

第1号議案

（イ）平成27年度一般会計収入支出決算報告承認の件

（ロ）平成27年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案　日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件

第3号議案　日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正（案）審議の件

第4号議案　平成28年度事業計画（案）審議の件

第5号議案

（イ）平成28年度一般会計収入支出予算（案）審議の件

（ロ）平成28年度特別会計収入支出予算（案）審議の件

22日

日本国土調査測量協会　定時総会懇親会

昨日の連合会総会懇親会にも臨席いただいた、国土交通省始め友好団体の方々が多数出席されており、挨拶と御礼を申し上げた。国土交通省は、本年度を建設工事も測量も「ICTを利用した生産性革命元年」と位置づけているとのことである。

23日

日本測量協会　第66回定時総会及び懇親会

日本測量協会総会及び懇親会に藤井理事と出席。連合会総会にも来ていただいた矢口会長にご挨拶させていただいた。また、連合会にて登記基準点有識者協議会の委員を務めていただいている、清水英範先生や川口保先生も出席されており、連合会が認定する登記基準点に高い評価も頂き、今後の明るい方向性を再確認できた。

28日

全国宅地建物取引業協会連合会　平成28年度（第50回）総会懇親会

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会と全国宅地建物取引業保証協会の総会懇親会に出席。参院選の最中にも関わらず、多くの国会議員

の方が出席され盛大であった。

7月

1日

中部ブロック協議会　平成28年度定時総会

石川県金沢市において開催された、中部ブロック協議会定時総会に出席。前田名古屋法務局民事行政部長、山本金沢局長始め多くのご来賓の臨席があり、いつもながらの和気あいあいの総会であった。平成28年度の重点活動は「土地家屋調査士未来プロジェクト」と名付けた、制度広報、制度対策、会員資質の向上活動を単位会に分散して、他会研修会への参加支援や研修会情報の提供、研修ライブラリーの相互活用を行うとのこと。

3日

北海道ブロック協議会　平成28年度定時総会

札幌市で開催された北海道ブロック協議会総会に出席。日頃の感謝とともに、本年の日調連親睦ゴルフ大会と観光のお世話をいただくことにお礼を申し上げた。

3日、4日

第31回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

ゴルフ大会における挨拶で、いつも申し上げるのが、親睦行事であるこのゴルフ大会と観光に、余裕を持って多くの会員やご家族が参加できる業界にしたい。来年は伊勢志摩で、三重会と中部ブロック協議会にお世話になる予定。

8日

東北ブロック協議会　第61回定時総会

青森市において開催された、東北ブロック協議会第61回定時総会に出席。懇親会では青森会会員でもある、みちのくプロレスのプロレスラー大柳錦也さんが、仲間の佐々木大地選手とプロレス技などを披露。マスクを付けた会員も飛び入り参加、レフェリー役も会員で、とても盛り上がったアトラクションであった。

9日

東北ブロック協議会　平成29年度定時総会における講演

総会の翌日に「土地家屋調査士の将来と連合会の取り組み」と題して、お話をさせていただいた。その後、「調特技コンテスト」が行われ、東北六会から発表者。日常業務に役立つ機材の紹介やレイヤの有効活用など、有意義な発表であった。今回、初めての試みとのことだが、全国の会員にも紹介してほしいものだ。発表者は全員若く、将来に期待大である。

発表者の紹介と内容

秋田会　丹波　　均会員
　写真撮影についての工夫他
山形会　髙谷　隼一会員
　レイヤの有効活用
岩手会　下斗米　佑太会員
　土地家屋調査士業務のみえるか・みせるか
福島会　田原　浩之会員
　iPadによる作業の効率化
宮城会　千葉　正宏会員
　計量スプーンによるGPS観測上空視通確認
　写真撮影について他
青森会　小笠原　陽会員　　山内信　悟会員
　これって便利？明日から役立つ調(超)得ワザ
　～軽ワンボックスカー作業車の改良や杭打ち
　調整道具の紹介他

10日

関東ブロック協議会　第62回定時総会

日曜日にもかかわらず、東京法務局佐藤局長にご臨席いただき、お礼を申し上げた。懇親会での紙切り芸やマジックショーは、さすが東京会であり会員も参加しての楽しいアトラクションであった。

11日

連合会顧問(元連合会会長)三浦福好先生の告別式

連合会顧問であり元会長の三浦福好先生(神奈川会)御葬儀に参列。三浦先生は誰もが知っている「杭を残して悔いを残さず」の言葉を創られた。この言葉の後に「地図を残せば杭は蘇る」の言葉が続くことを知り、感慨もひとしお。先人のご努力、

ご尽力により今があり、思いを繋いでいく。ありがとうございました。

13日

第5回正副会長会議

日調連総会後の正副会長会議であるので、総会にて要望いただいた内容、意見いただいた事柄を精査の上、対処するよう整理したところである。

13日、14日

第3回常任理事会

先の日調連総会において承認いただいた事業計画、予算に則り28年度事業の本格的実施を軸に常任理事会を招集。各部とも、懸案事項を整理の上、積極的活動を促したところである。

14日

全国国土調査協会　第55回定時総会

当協会は、本年が設立65周年の節目の年とのことである。宮城会の昭和25年の会報に「来年から国土調査事業が始まる。我々はこの事業に積極的に関与しなければならない。」と記載されていたという話を改めて思い出した。

15日

近畿ブロック協議会　第60回定例協議会

東京から移動し、和歌山市において開催された近畿ブロック協議会総会に岡田副会長と出席。岡田副会長が連合会報告、加古全調政連副会長が政連報告を行う。近隣5ブロックから各ブロック協議会長、和歌山県及び和歌山市からも臨席いただき、盛大な総会であった。各ブロックの総会も全て終了となり、今年度の事業執行への思いを新たにする。

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 28 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

関東ブロック協議会

記

開催日時	平成28年9月17日（土）午後12時20分　開始
	平成28年9月18日（日）終日
	平成28年9月19日（月）午後3時　終了（予定）
開催場所	千葉県千葉市美浜区ひび野1－1
	「幕張国際研修センター レセプションホール 渚」
	電話 043－304－5851
受講対象者	受講対象会員へは、各土地家屋調査士会から通知済みです。

ご 案 内

10月から

従来の測量機器総合保険とは別に、

GPSの測量機器総合保険(動産総合保険)が

スタートします!!

～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス　担当：三神

TEL：03-5282-5166

編 集 後 記

松樹千年翠(しょうじゅ　せんねんのみどり)

編集長として関わる会報『土地家屋調査士』が、中間点に辿り着いた。会報には内部広報に加え、外部広報的な側面がある。内容の充実はもちろん、毎月15日発行を厳守することが重要であると肝に銘じてきた。多くの恩愛に支えられながら、無事に歩き続けている。ただただ感謝である。広報部の血と汗と涙の結晶とまで言うと大げさだが、全国に点在する6名の広報員(2015.11月号№706顔写真入りにて紹介)と共にここまで来た。届かないことは多々あろうけれど、1年後、精一杯やり抜いたと言える自分達に逢えるように、自分達が良いと思うことに正面から取り組んでいきたい。

例年8月第3日曜日は土地家屋調査士試験、お盆明けの残暑厳しい頃である。冷房設備のない会場で受験された時代の方は、流れ落ちる汗との戦いであったとも聞く。昨今は恵まれた環境ではあるが、受験会場が全国9か所と激減し、受験者の負担は新たなところで生じている。近年の試験出願者数が減少傾向にあることは周知の事実。平成23年度が6,310人で、24年度以降の対前年度増減数は、順に△174人、△119人、△263人、△95人。そして、本年度の出願者数は、△1人の5,658人(増減率は0.0%)。各単位会と共に受験者拡大に取り組んできていることが、形になっていく予感に胸を撫で下ろす。

『松樹千年翠』という禅語がある。松の木の緑色が千年の長い歳月を経ても少しもその色を変えないという意だが、風雪に耐えて「千年の翠」を保つためには、実は目立たない無数の変化を繰り返している。変化し続けるからこそ変わらない状態を維持することができ、着実に成長していくことができる。土地家屋調査士制度、その組織にも同じことがいえると思う。黄緑色の若々しく柔らかい新芽を育てていかなければ、緑を維持していくことはできやしない。受験者拡大の取組は、今年度も引き続き広報部事業の社会広報に関する事項の中で掲げている。活動をしっかりお示しし、全国の単位会のご協力を仰ぎつつ押し進めさせていただきたい。

広報部次長　上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　　1部　　100円

1年分　1,200円

送料(1年分)　1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者　会長　林　千年

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社